令和６年度
水質汚濁防止法等の施行状況

令和８年２月

環境省 水・大気環境局 環境管理課

目　次

１　はじめに ・・・

１　はじめに

水質保全行政の目標として、公共用水域の水質等について達成し、維持することが望ましい基準として環境基本法（平成５年法律第 91 号）に基づく環境基準が設定され、これを維持達成するために各種施策が講じられているところである。

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号。以下、「瀬戸内海法」という。）及び湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号。以下、「湖沼法」という。）は、汚濁物質の主要な発生源である工場、事業場からの排水を規制すること等によって公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図っており、各種の水質汚濁防止施策のうちで最も重要な施策のひとつである。

本調査は、令和６年度中におけるこれら水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法に定められている各規定の施行状況について、都道府県等からの報告に基づきその件数や内容等を把握することにより、今後の水環境行政の円滑な推進に資することを目的として実施するものである。

２　特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場の状況について

水質汚濁防止法においては、工場、事業場に特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置する者は、当該施設の設置等に際して、所定の事項を都道府県知事（権限委任市長を含む。以下同じ。）に届け出ることになっている。

また、瀬戸内海法においては、瀬戸内海 13 関係府県のうち、瀬戸内海の水質保全に関係のある区域において工場、事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設（排出水の一日当たりの最大量が 50㎥ 未満である工場、事業場に設置される特定施設等を除く。）の設置等に際し、府県知事（権限委任市長を含む。以下同じ。）の許可を受け、又は届出を行うこととなっている。

一方、湖沼法では、指定湖沼の水質汚濁に関係があると認められる地域（指定地域）において、指定施設の設置等の際には、所定の事項を都道府県知事に届け出ることになっている。

（１）特定事業場数及び有害物質貯蔵指定事業場数

水質汚濁防止法及び瀬戸内海法の規定に基づき届出又は許可のあった特定施設を設置する工場、事業場（以下、「特定事業場」という。）の数、並びに、水質汚濁防止法の規定に基づき届出のあった有害物質貯蔵指定施設を設置する工場、事業場（以下、「有害物質貯蔵指定事業場」という。）の数を**表１**に示す。令和７年３月末現在において、水質汚濁防止法上の特定事業場数は 248,667（251,188）（括弧内数値は令和６年３月末時点。以下、この項目において同じ。）、瀬戸内海法上の特定施設を設置する工場、事業場の数は 2,983（3,014）、合計で 251,650（254,202）であり、令和６年３月末時点と比較すると、特定事業場数は 2552 件減少している。また、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数は 20（10）であった。

生物化学的酸素要求量(BOD)や浮遊物質量(SS)等の生活環境項目に係る一律排水基準は、一日当たりの平均排水量が 50㎥ 以上の特定事業場に適用されるが、その対象事業場数は

28,748（29,741）と全体の約12%である。また、カドミウムや鉛等の有害物質に係る一律排水基準は、排水量の多少にかかわらず、公共用水域に排出するすべての特定事業場に適用されるが、一日当たりの平均排水量が50㎥以上の特定事業場のうち、有害物質使用特定事業場の数は3,383（3,406）で全特定事業場数の約１％、一日当たりの平均排水量が50㎥未満の特定事業場のうち、有害物質使用特定事業場の数は10,067(10,074)で全特定事業場数の約４％であった。また、水質汚濁防止法第５条第３項の規定に基づく、公共用水域に水を排出しない、又は地下に汚水等を含む水を浸透させない有害物質使用特定事業場の数は3,540(3,572)であった。全特定事業場数に占める有害物質使用特定事業場の数は、16,990（17,052）であり、全体の約７％であった。さらに、有害物質貯蔵指定事業場の数は3,974(3,912)であり、このうち有害物質貯蔵指定施設のみを設置している事業場の数は497（485）であった。令和７年３月末現在における都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場の数の内訳を**表２**に示す。

一方、湖沼法に基づく 11 指定湖沼について、令和７年３月末現在における湖沼特定事業場等の数を**表３**に示す。湖沼特定事業場の総数は1,509（1,615）であり、うち、みなし指定地域特定施設を設置する事業場数は618（660）であった。また、指定施設及び準用指定施設の数はそれぞれ56(56)、188(200)であり、これらを合計した事業場の総計は1,753(1,871)であった。

なお、これら 1,509 の湖沼特定事業場を指定湖沼別に見ると、釜房ダム貯水池 7、八郎湖 16、霞ヶ浦 383、印旛沼 154、手賀沼 57、諏訪湖 59、野尻湖 0、琵琶湖 510、中海 72、宍道湖 90、児島湖 161 であった。

（２）特定事業場の業種別内訳

特定事業場を水質汚濁防止法施行令別表第一に掲げる業種別に見たときの、上位 10 業種を**表４**に示す。数の多い方から順に旅館業、自動式車両洗浄施設、畜産農業となっている。なお、これら 10 業種の事業場数の総計は 184,217 であり、全特定事業場数の約 73%にあたる。

また、これら 184,217 事業場のうち、一日当たりの平均排水量が 50㎥未満の規模の小さい事業場数は 166,787 であり、上位 10 業種全体の約 91%を占める。

特定事業場の業種別の内訳を**表５**に示す。

３　水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法の施行状況について

（１）水質汚濁防止法

ア　届出関係、計画変更命令等

工場や事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、水質汚濁防止法（以下、この項目において「法」という。）第５条第１項に基づく届出を、工場や事業場から地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等を含む水を浸透させる者は、有害物質使用特定施設を設置しようとするときは、法第５条第２項に基づく届出を、有害物質貯蔵指定施設を設置しようとする者、又は第５条第１項及び第２項に規定する者以外で、有害物質使用特定施設を設置しようとする者は法第５条第３項に基づく届出を行うこととされている。また、法第５条の届出又は経過措置に係る届出をした者が、その届出に係る特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、構造や使用の方法等を変更しようとするときは、法第７条に基づく届出が必要とされる。

一方で、都道府県知事は、それらの届出があった場合において、特定事業場の排出水が排水基準に適合しないと認めるときや特定地下浸透水が有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当すると認めるとき、又は地下水汚染の未然防止の為の構造基準等として環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から 60 日以内に届出に係る特定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法に関する計画の変更等を命ずることができる（法第８条）。

令和６年度中における都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の届出関係、計画変更命令等に係る施行状況を**表６**に示す。法第５条第１項に係る届出数は 6,324 件、法第５条第２項に係る届出数は 6 件、法第５条第３項に係る有害物質使用特定施設の届出数は 302 件、法第５条第３項に係る有害物質貯蔵指定施設の届出数は 242 件であった。また、法第７条に基づく届出数は 3,866 件であった。

一方、法第８条に基づく計画変更命令等の適用事例はなかった。

イ　改善命令、一時停止命令及び地下水の浄化措置命令

都道府県知事は、特定事業場からの排出水が排水基準に適合しないおそれがあると認めるときや、環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、期限を定めて特定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法の改善を命じ、又は特定施設の使用や排出水の排出、特定地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができる（法第 13 条第１項、法第 13 条の２第１項）。

また、都道府県知事は、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者に対して、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための環境省令で定める基準を遵守していないと認めるときは、当該施設の構造、設備若しくは使用の方法の改善を命じ、又は使用の一時停止を命ずることができる（法第 13 条の３第１項）。

さらに、都道府県知事は、特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、

又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該特定事業場の設置者や設置者であった者に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質浄化のための措置をとることを命ずることができる（法第 14 条の３第１項、同第２項）。

ただし、鉱山や電気工作物、廃油処理施設については、法第５条に基づく特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置の届出や法第８条又は第８条の２に基づく計画変更命令等の規定は適用されず（法第 23 条第１項）、この計画変更命令等について、都道府県知事は、これらの施設や鉱山を管轄する国の行政機関の長に対し、当該規定に相当する措置を執るべきことを要請することができるとされている（法第 23 条第３項）。

令和６年度中における都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の改善命令、一時停止命令の発動件数を**表７**に、発動の業種別の内訳を**表８**に示す。

令和６年度中における法第 13 条第１項に基づく改善命令の件数は 10 件で、一時停止命令の発動件数は０件であった。法第 13 条の２第１項に基づく改善命令の件数は０件で、一時停止命令の件数も０件であった。また、法第 13 条の３第１項に基づく改善命令の件数は０件で、一時停止命令の件数も０件であった。

また、法第 14 条の３第１項又は第２項に基づく地下水の浄化措置命令の発動件数は０件であり、法第 23 条第３項に基づき都道府県知事から国の行政機関の長に対してなされた措置の要請件数も０件であった。

なお、こうした改善命令等の発動までには至らないが、工場、事業場に対して指導や勧告、助言等の行政指導を実施した件数は 6,566 件であり、公共用水域関係では 5,648 件、地下水関係では 918 件であった。

ウ　立入検査

都道府県知事は、水質汚濁防止法の施行に必要な限度において、その職員に、特定事業場又は有害物質貯蔵指定施設に立ち入り、特定施設や汚水等の処理施設を始め、特定施設において使用する原料や当該特定事業場敷地内の土壌、地下水等について検査させることができる（法第 22 条第１項）。

令和６年度中における都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の立入検査の状況を**表７**に示す。昼間立入が 27,553 件、夜間立入が 200 件で立入件数は計 27,753 件であった。なお、27,753 件のうち、瀬戸内海法上の特定施設を設置する工場、事業場に対する立入件数は 2,111 件であった。

エ　排水基準違反

法第 12 条第１項の規定に基づき、排出水を排出する者は、排水基準に適合しない排出水を排出してはならないこととされている。これに違反した場合は、６か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる（法第 31 条第１項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の排水基準等違反の件数を**表９**、排水基準違反の違反業種別及び違反項目別の内訳を**表 10** に示す。

令和６年度中における排水基準違反の件数は８事業場であり、違反摘発の契機について見ると、都道府県及び水質汚濁防止法政令市の調査によるものが０件で、海上保安庁の調査によるものが８件であった。

オ　事故時の措置及び緊急時の措置

特定施設の破損等により有害物質を含む水等が公共用水域に排出又は地下浸透し、人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、特定事業場の設置者は、直ちに当該有害物質を含む水等の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない（法第 14 条の２第１項）。

また、指定施設の破損等により有害物質又は指定物質を含む水が公共用水域に排出又は地下浸透し、人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、指定事業場の設置者は、直ちに当該有害物質又は指定物質を含む水等の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない（法第 14 条の２第２項）。

さらに、貯油施設等を設置する者についても、当該貯油施設等の破損等により油を含む水が公共用水域に排出又は地下浸透し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに当該油を含む水の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない（法第 14 条の２第３項）。

そして、都道府県知事は、特定事業場等の設置者がこれらの応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、応急の措置を講ずべきことを命ずることができる（法第 14 条の２第４項）。

令和６年度中における都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の事故時の措置件数を**表９**、応急措置命令の内訳を**表 11** に示す。法第 14 条の２第１項に係る届出数は 273 件（内訳：公共用水域関係 248 件、地下水関係 25 件）、法第 14 条の２第２項に係る届出数は 37 件（内訳：公共用水域関係 30 件、地下水関係 7 件）、法第 14 条の２第３項に係る届出数は 211 件（内訳：公共用水域関係 169 件、地下水関係 42 件）、法第 14 条の２第４項に係る命令数は１件であった。

また、公共用水域において、異常渇水等の事由により水質汚濁が著しくなり、人の健康や生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合には、都道府県知事は、当該公共用水域に排出水を排出する者に対し、排出水の量の減少等の必要な措置をとるべきことを命ずることができるが（法第 18 条）、令和６年度中に発動された緊急時の措置命令は０件であった。

カ　生活排水対策重点地域の指定

平成２年の水質汚濁防止法等の一部改正により、生活排水対策の推進のための制度が設けられた。都道府県知事は、水質環境基準が現に確保されていない等の公共用水域において、生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認めるときは、当該公共用水域の水質汚濁に関係がある区域を生活排水対策重点地域として指定しなければならない(法第 14 条の８)。

また、生活排水対策重点地域をその区域に含む市町村（生活排水対策推進市町村）は、生活排水処理施設の整備に関する事項や生活排水対策に係る啓発に関する事項について、生活排水対策推進計画を策定しなければならないとされている（法第 14 条の９)。

令和６年度中における生活排水対策重点地域の指定及び変更はなく、令和７年３月末現在、209 地域（41 都府県 333 市町村）で指定がされている。

キ　水質総量削減

昭和 53 年の水質汚濁防止法等の一部改正により、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海（指定水域）において、化学的酸素要求量（COD）を指定項目として、汚濁負荷量の総量を一定量以下に削減する水質総量削減制度が導入された。また、平成 13 年 12 月には、水質汚濁防止法施行令が一部改正となり、指定項目として窒素の含有量及びりんの含有量が追加された。

水質総量削減制度では、指定地域内の日平均排水量 50㎥以上の特定事業場（指定地域内事業場）については、排水基準に加え総量規制基準の遵守が義務づけられている（法第 12 条の２)。

都道府県知事は、法第５条又は法第７条の届出があった場合において、その届出に係る特定施設が設置される指定地域内事業場について、当該指定地域内事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が総量規制基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から 60 日以内に届出に係る汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる（法第８条の２)。

また、都道府県知事は、汚濁負荷量が総量規制基準に適合しない排出水が排出されるおそれがあると認めるときは、期限を定めて当該指定地域内事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる（法第 13 条第３項)。

一方で、指定地域内事業場の設置者は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、汚濁負荷量の測定手法を都道府県知事に届け出ることとなっている(法第 14 条第３項)。また、指定地域内事業場から排出水を排出する者は、排出水の汚濁負荷量を測定し、記録し、これを保存しなければならず（法第 14 条第２項)、本規定による記録をせず、又は虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者は、30 万円以下の罰金に処せられる（法第 33 条)。

指定地域内事業場数及び水質総量規制に係る施行状況を**表 12、表 13** に示す。令和７年３月末現在における指定地域内事業場の数は 9,096 であり、令和６年３月末時点（9,293）と比較すると事業場数は、約 97.9％であった。指定地域内事業場の指定水域別の内訳を見ると、東京湾 1,288（約 14%)、伊勢湾 2,860（約 31%)、瀬戸内海 4,948（約 54%）であった。また、

法第 14 条第３項に係る届出数は 359 件であった。

水質総量規制に関連する罰則の適用は０件、法第 13 条第３項に基づく改善措置命令は０件、法第 13 条の４に基づく指導等は 41 件であった。

（２）瀬戸内海法

ア　許可、措置命令

瀬戸内海法においては、瀬戸内海 13 関係府県のうち、瀬戸内海の水質保全に関係のある区域において工場、事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設（排出水の一日当たりの最大量が 50㎥未満である工場、事業場に設置される特定施設等を除く。）を設置しようとするときは、府県知事の許可を受けなければならない（瀬戸内海法第５条第１項）。また、当該許可を受けた者が、その許可に係る特定施設について構造や使用の方法等を変更しようとするときも、瀬戸内海法第８条第１項の規定に基づく府県知事の許可が必要とされる。

一方で、府県知事は、瀬戸内海法第５条第１項の規定に違反して特定施設を設置した者や、瀬戸内海法第８条第１項の規定に違反して同項に規定する事項を変更した者に対して、当該特定施設の除却や操業の停止等、当該違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができるとされている（瀬戸内海法第 11 条）。

瀬戸内海法に基づく許可や措置命令等に係る施行状況を**表 14** に示すとともに、措置命令の発動の業種別内訳を**表 15** に示す。瀬戸内海法第５条第１項に係る申請数は 238 件、瀬戸内海法第８条第１項に係る申請数は 426 件であった。また、瀬戸内海法第 11 条に基づく措置命令は０件であった。

イ　自然海浜保全地区の指定

瀬戸内海法において、関係府県は、条例で定めるところにより、瀬戸内海の海浜地やこれに面する海面のうち、水際線付近又はその水深がおおむね二十メートルを超えない海域において砂浜、干潟、岩礁その他、これらに類する自然の状態が維持されているもの（損なわれた砂浜等が再生され、又は砂浜等が新たに創出されたものを含む。）であって、海水浴や潮干狩りなど公衆によって利用されており、かつ、将来にわたってその利用が行われることが適当であると認められる区域を自然海浜保全地区として指定することができる（瀬戸内海法第 12 条の 13）。そして、同地区内において工作物の新築や土地の形質変更、鉱物の掘採等をしようとする者には必要な届出をさせ、関係府県は、当該届出をした者に対して同地区の保全と適正な利用のための必要な勧告又は助言をすることができるとされている（瀬戸内海法第 12 条の 14）。

令和６年１月～令和６年 12 月における自然海浜保全地区の新たな指定あるいは廃止は０件、自然海浜保全地区内の工作物の新築等の届出件数は２件であった。なお、令和６年 12 月末現在における自然海浜保全地区の指定総数は 91 件となっている。

（３）湖沼法

ア　湖沼特定施設等の届出関係、計画変更命令等

湖沼法では、指定湖沼において、工場、事業場からの汚濁負荷の流入を極力抑制するため、従来の水質汚濁防止法による排水規制に加え、湖沼特定施設を設置する工場、事業場で一日当たりの平均排水量が 50㎥以上のものに対し、これを湖沼特定事業場として汚濁負荷量の規制を行うこととしている（湖沼法第７条第１項）。また、湖沼の水質汚濁の原因となる物を発生し、かつ公共用水域に排出している施設であって、湖沼の水質保全上、水質汚濁防止法の排水基準による排水規制により難い施設については、これを「指定施設」として指定し、この指定施設を設置しようとする者は、都道府県知事に対し届出を行うこととされている（湖沼法第 15 条第１項）。

一方、湖沼特定施設について、水質汚濁防止法第５条第１項や第７条の規定による届出があった場合において、その届出に係る湖沼特定施設が設置される湖沼特定事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が規制基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から 60 日以内に当該湖沼特定事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる（湖沼法第８条）。

令和６年度中における湖沼特定施設の設置届出の件数（水質汚濁防止法第５条）は、**表 16** に示すように 306 件であり、湖沼特定施設の構造等の変更届出の件数（水質汚濁防止法第７条）は 234 件であった。また、指定施設の設置届出及び経過措置の件数（湖沼法第 15 条及び第 16 条）は１件であり、指定施設の使用廃止届出の件数（湖沼法第 17 条第２項）も１件であった。指定施設の構造等の変更届出の件数（湖沼法第 17 条第１項）は０件であり、湖沼特定事業場に対する計画変更命令等（湖沼法第８条）の適用事例はなかった。

イ　改善命令等

都道府県知事は、湖沼特定事業場において、当該湖沼特定事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が規制基準に適合しないおそれがあると認めるときは、期限を定めて当該湖沼特定事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる（湖沼法第 10 条）。

また、都道府県知事は、指定施設を設置している者が、当該指定施設について都道府県が条例で定める構造や使用の方法に関する基準を遵守していないと認めるときは、期限を定めて当該指定施設の構造や使用の方法を改善すべきことを勧告することができる（湖沼法第 20 条第１項）。さらには、その勧告に従わないで当該指定施設を使用しているときは、期限を定めて当該指定施設の構造や使用の方法の改善を命ずることができるとされている（湖沼法第 20 条第２項）。

令和６年度中における改善勧告（湖沼法第 20 条第１項）の件数は０件であり、改善命令（湖沼法第 20 条第２項）についても０件であった。また、湖沼法第 10 条に基づく改善命令等の適用事例もなかった。

なお、こうした改善命令等の発動までに至らないが、湖沼特定事業場に対して指導や勧告、

助言等の行政指導を実施した件数は、文書による指導が 87 件、口頭による指導が 44 件で、内容は処理施設の改善が 39 件、排水の一時停止が０件、その他が 106 件であった（１件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数と指導内容の件数は必ずしも一致しない)。

特定施設又は指定施設を設置する者以外の者への湖沼水質保全計画を達成するために必要な指導等（湖沼法第 24 条）の件数は、文書による指導が０件、口頭による指導も０件であった。

表１　排水量規模別特定事業場数／有害物質貯蔵指定事業場数

区分	全特定事業場数	排水量規模				水質汚濁防止法第５条第３項（②、④以外の有害物質使用特定事業場）	有害物質貯蔵指定事業場（うち有害物質貯蔵指定施設のみ）
		①一日当たりの平均排水量50m³以上の事業場数	②うち有害物質使用特定事業場	③一日当たりの平均排水量50m³未満の事業場数	④うち有害物質使用特定事業場		
A 令和7年3月末現在	251,650 (20)	28,748	3,383 (4)	219,362	10,067 (16)	3,540	3,974 (497)
水質汚濁防止法上の特定事業場	248,667 (20)	26,010	2,863 (4)	219,117	10,036 (16)	3,540	
瀬戸内海法上の特定事業場	2,983	2,738	520	245	31		
B 令和6年3月末現在	254,202 (10)	29,741	3,406 (2)	220,889	10,074 (8)	3,572	3,912 (485)
水質汚濁防止法上の特定事業場	251,188 (10)	26,956	2,878 (2)	220,660	10,042 (8)	3,572	
瀬戸内海法上の特定事業場	3,014	2,785	528	229	32		
対前年比 A／B	(99%)	(97%)	(99%)	(99%)	(100%)	(99%)	(102%)
水質汚濁防止法上の特定事業場	(99%)	(96%)	(99%)	(99%)	(100%)	(99%)	
瀬戸内海法上の特定事業場	(99%)	(98%)	(98%)	(107%)	(97%)		

（注）1.括弧内の数字は、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数で内数である。

表２　都道府県・政令市別特定事業場数（１）

		水質汚濁防止法上の特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場数										瀬戸内海法上の特定事業場				
		特定事業場								有害物質貯蔵指定事業場						
		総　数	①平均排水量50m³/日以上の事業場数	②うち有害物質使用特定事業場	（地下浸透分）	③平均排水量50m³/日未満の事業場数	④うち有害物質使用特定事業場	（地下浸透分）	⑤第５条第３項有害物質使用特定事業場	総　数	うち有害物質貯蔵指定施設のみ	総　数	①平均排水量50m³/日以上の事業場数	②うち有害物質使用特定事業場	③平均排水量50m³/日未満の事業場数	④うち有害物質使用特定事業場
1	北海道	3,990	935	29		3,023	117		32	77	22					
2	青森県	3,687	344	9		3,342	41		1	7	1					
3	岩手県	4,287	536	43		3,751	97			36	4					
4	宮城県	4,054	410	35		3,624	111		20	29	9					
5	秋田県	2,763	464	33		2,299	50			24	5					
6	山形県	2,668	416	57		2,251	128		1	40	1					
7	福島県	5,020	605	65		4,415	136			66	2					
8	茨城県	7,254	777	129		6,474	192	（1）	3	147	19					
9	栃木県	7,598	990	72		6,606	155		2	75	6					
10	群馬県	2,824	568	58		2,240	93		16	42	3					
11	埼玉県	5,207	537	65		4,649	393		21	133	9					
12	千葉県	7,677	740	68		6,912	140		25	103	11					
13	東京都	2,284	85	13		1,262	266		937	131	18					
14	神奈川県	3,361	225	34		3,120	98		16	47	2					
15	新潟県	5,280	595	63		4,681	308		4	89	6					
16	富山県	2,519	336	94		2,173	113		10	43	3					
17	石川県	3,307	452	43		2,855	98			37	9					
18	福井県	1,919	278	32		1,641	67			43	5					
19	山梨県	4,619	303	42		4,316	149			51	21					
20	長野県	10,654	932	87	（1）	9,722	287	（13）		89	6					
21	岐阜県	7,495	846	93		6,649	133			106	11					
22	静岡県	6,658	959	139	（1）	5,677	122		22	92	14					
23	愛知県	7,385	1,015	218		6,353	314		17	171	19					
24	三重県	7,262	733	61		6,521	122		8	54	2					
25	滋賀県	2,767	428	89	（1）	2,336	202		3	93	15					
26	京都府	3,765	201	14		3,563	161		1	49	3	88	73	16	15	3
27	大阪府	1,497	65			1,368	164		64	70	7	137	127	21	10	2
28	兵庫県	6,771	476	92		6,292	409		3	82	11	254	228	58	26	6
29	奈良県	2,839	213	9		2,622	136		4	13		212	204	18	8	2
30	和歌山県	3,057	308	17		2,749	102			18	1	67	63	13	4	
31	鳥取県	1,373	184	10		1,189	47	（1）		10	1					
32	島根県	2,547	257	12		2,288	39		2	10	1					
33	岡山県	2,731	147			2,571	77		13	38	2	189	171	33	18	2
34	広島県	3,792	302	5		3,488	92		2	35	8	205	157	25	48	4
35	山口県	3,170	194	1		2,913	72		63	63	6	207	207	55		
36	徳島県	3,547	108			3,433	36		6	27	5	151	138	20	13	1
37	香川県	2,339	102			2,231	56		6	28	4	176	152	15	24	2
38	愛媛県	3,121	150	1		2,961	64		10	34	7	187	180	28	7	
39	高知県	2,218	253	17		1,965	39			4						
40	福岡県	3,826	573	51		3,164	90		89	60	5	37	34	3	3	
41	佐賀県	2,363	264	24		2,099	56			29	2					
42	長崎県	5,071	246	9		4,825	57			14	2					
43	熊本県	2,917	460	26		2,455	63		2	42	2					
44	大分県	4,237	221	2		4,016	32			17	2	181	174	9	7	1
45	宮崎県	3,073	338	18		2,730	31		5	19	2					
46	鹿児島県	4,908	695	21		4,213	54			22	3					
47	沖縄県	1,811	411	22		1,400	49			4	2					
都道府県計		193,512	20,677	2,022	（3）	171,427	5,858	（15）	1,408	2,513	299	2,091	1,908	314	183	23
政令市計		55,155	5,333	841	（1）	47,690	4,178	（1）	2,132	1,461	198	892	830	206	62	8
合　計		248,667	26,010	2,863	（4）	219,117	10,036	（16）	3,540	3,974	497	2,983	2,738	520	245	31

（注）表中の有害物質貯蔵指定事業場総数には、特定事業場であり有害物質貯蔵指定施設を設置する事業場を含む。

表２　都道府県・政令市別特定事業場数（２）

		水質汚濁防止法上の特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場数										瀬戸内海法上の特定事業場				
		特定事業場								有害物質貯蔵指定事業場						
		総数	①平均排水量50m³/日以上の事業場数	②うち有害物質使用特定事業場	（地下浸透分）	③平均排水量50m³/日未満の事業場数	④うち有害物質使用特定事業場	（地下浸透分）	⑤第５条第３項有害物質使用特定事業場	総数	うち有害物質貯蔵指定施設のみ	総数	①平均排水量50m³/日以上の事業場数	②うち有害物質使用特定事業場	③平均排水量50m³/日未満の事業場数	④うち有害物質使用特定事業場
1	札幌市	172	40	3		38	1		94	6	2					
2	函館市	204	41	1		142	3		21							
3	旭川市	183	23	4		132	2		28	3						
4	青森市	527	71	3		454	10		2	2						
5	八戸市	339	74	13		257	16		8	8						
6	盛岡市	520	30	5		482	41	(1)	8	4						
7	仙台市	836	58	2		746	66		32	12						
8	秋田市	355	67	11		277	37		11	7	1					
9	山形市	613	74	7		536	42		3	7						
10	福島市	602	94	12		506	9		2	5	1					
11	郡山市	717	100	22		614	36		3	5	1					
12	いわき市	528	131	30		392	30		5	24	4					
13	水戸市	659	51	4		608	27			5						
14	つくば市	489	19	4		451	111		19	23	2					
15	宇都宮市	915	70	8		845	34			21	4					
16	前橋市	662	94	11		564	43		4	4						
17	高崎市	458	63	14		392	35		3	17	2					
18	伊勢崎市	527	107	31		420	23			3						
19	太田市	360	98	20		262	38			11	1					
20	さいたま市	781	59	8		722	62			14	1					
21	川越市	306	34	5		271	54		1	15	2					
22	熊谷市	469	77	8		392	13			6						
23	川口市	282	15	2		247	49		20	14	7					
24	所沢市	140	15	3		123	20		2	2	1					
25	春日部市	319	20	2		299	10			2	1					
26	草加市	176	10	2		166	17			5						
27	越谷市	323	21	1		302	25			2						
28	千葉市	806	42	4		763	88		1	15						
29	市川市	341	69	8		271	20		1	12	1					
30	船橋市	260	35	5		218	21		7	8	2					
31	松戸市	231	24	4		206	23		1	7						
32	柏市	288	42	4		246	43			8						
33	市原市	467	77	26		386	23		4	33	3					
34	八王子市	389	12	1		367	67		10	13	1					
35	町田市	299	15	3		284	45			1						
36	横浜市	1,368	79	32		1,184	252		105	72	8					
37	川崎市	601	56	31		437	92		108	65	9					
38	相模原市	608	26	7		581	98		1	12						
39	横須賀市	68	15	6		50	26		3	6						
40	平塚市	279	13	4		263	60		3	12						
41	藤沢市	210	22	8		188	31			10						
42	小田原市	213	21	10		192	7			3						
43	茅ヶ崎市	90	7	3		77	19		6	8	1					
44	厚木市	257	8	2		246	44		3	9						
45	大和市	89	9	2		77	21		3	2						
46	新潟市	1,420	130	11		1,290	101			16	5					
47	長岡市	706	57	5		647	46		2	7	2					
48	上越市	916	96	17		816	22		4	18						
49	富山市	893	173	54		717	36		3	33	2					
50	金沢市	635	60	8		574	55		1	1						
51	福井市	383	99	16		281	27		3	14						
52	甲府市	285	39	11		230	33		16	2						
53	長野市	1,207	137	33		1,070	74									
54	松本市	599	43	11		554	29		2	5						
55	岐阜市	610	61	12		549	33			4						

（注）表中の有害物質貯蔵指定事業場総数には、特定事業場であり有害物質貯蔵指定施設を設置する事業場を含む。

表２　都道府県・政令市別特定事業場数（３）

		水質汚濁防止法上の特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場数										瀬戸内海法上の特定事業場				
		特定事業場								有害物質貯蔵指定事業場						
		総　数	①平均排水量50m³/日以上の事業場数	②うち有害物質使用特定事業場	（地下浸透分）	③平均排水量50m³/日未満の事業場数	④うち有害物質使用特定事業場	（地下浸透分）	⑤第５条第３項有害物質使用特定事業場	総　数	うち有害物質貯蔵指定施設のみ	総　数	①平均排水量50m³/日以上の事業場数	②うち有害物質使用特定事業場	③平均排水量50m³/日未満の事業場数	④うち有害物質使用特定事業場
56	静岡市	1,072	127	23		921	46		24	13	1					
57	浜松市	890	132	41		692	38		66	26	6					
58	沼津市	933	92	24		841	19			35	6					
59	富士市	670	134	15		524	8		12	14	3					
60	名古屋市	521	65	12		322	62		134	54	7					
61	豊橋市	639	87	18		544	30		8	8	1					
62	岡崎市	363	55	5		304	23		4	6	1					
63	一宮市	386	49	1		333	35		4	1						
64	春日井市	426	68	12		358	44			17	1					
65	豊田市	819	119	28		697	24		3	14	1					
66	四日市市	900	109	16		791	16			36	1					
67	大津市	401	38	11	（1）	363	31			4						
68	京都市	921	6			790	64		125	25	5	17	15	1	2	
69	大阪市	639	12			63	33		564	77	17	12	12	6		
70	堺市	279	16			263	61			41	10	56	55	21	1	
71	岸和田市	195	6			180	49		9	6	1					
72	豊中市	77	2			65	21		10	11	1					
73	吹田市	87	2			58	9		27	10	1	7	6		1	
74	高槻市	109	1			102	18		6	5		8	7	3	1	
75	枚方市	240	6	1		234	36			6	1	12	12	4		
76	茨木市	119	1			108	42		10	4						
77	八尾市	243	2			216	44		25	5	3	2	2	1		
78	寝屋川市	122	1			114	19		7	3	2	1	1			
79	東大阪市	129	2			40	8		87	7	2	5	5	1		
80	神戸市	905	36	3		824	268		45	53	8	45	43	13	2	
81	姫路市	284	33			237	24		14	21	4	54	49	10	5	1
82	尼崎市	122	5			59	7		58	35	6	18	14	8	4	2
83	明石市	145	7			131	13		7	9		13	13	2		
84	西宮市	154	3			151	27			4	1	9	7	1	2	1
85	加古川市	217	11			203	16		3	9	1					
86	宝塚市	111				111	4									
87	奈良市	305	16			285	16		4	2		23	20	2	3	
88	和歌山市	723	60	4		663	26			14	3	73	69	8	4	
89	鳥取市	914	107	12		804	28		3	5						
90	松江市	484	54	4		430	22			2	2					
91	岡山市	894	47			832	49		15	22	5	74	68	15	6	
92	倉敷市	564	12			551	30		1	25	3	93	89	26	4	
93	広島市	932	29			865	53		38	27		31	26	7	5	
94	呉市	578	29			547	36		2	6	2	14	13	2	1	1
95	福山市	686				679	60		7	12	1	45	45	6		
96	下関市	400	26			365	3		9	7		34	32	10	2	
97	徳島市	693	56			630	14		7	8		48	44	7	4	1
98	高松市	1,026	23			991	40		12	7		38	33	5	5	
99	松山市	614	25			581	35		8	5		65	61	8	4	1
100	高知市	490	113	7		372	41		5	3	1					
101	北九州市	256	8			155	17		93	61	14	44	44	25		
102	福岡市	332	25	3		199	3		108	11	4					
103	久留米市	337	39	3		298	8			2	2					
104	佐賀市	442	49	5		393	27			6						
105	長崎市	586	49			537	32			6	3					
106	佐世保市	488	46	4		442	9			1						
107	熊本市	1,104	84	3		1,020	43			11						
108	大分市	853	47			792	44		14	22	1	51	45	14	6	1
109	宮崎市	657	70	8		587	21			5	1					
110	鹿児島市	589	58	3		530	71		1	9	1					
111	那覇市	110	11	1		99	21									
政令市計		55,155	5,333	841	（1）	47,690	4,178	（1）	2,132	1,461	198	892	830	206	62	8

（注）表中の有害物質貯蔵指定事業場総数には、特定事業場であり有害物質貯蔵指定施設を設置する事業場を含む。

表３　指定湖沼別湖沼特定事業場数等（１）

号番号	釜房ダム貯水池	八郎湖		霞ヶ浦				印旛沼			手賀沼			諏訪湖	尾尻野湖	琵琶湖				中海			宍道湖		児島湖			総数
	宮城県	秋田県	秋田市	栃木県	千葉県	茨城県	つくば市	千葉県	千葉市	船橋市	千葉県	松戸市	柏市	長野県	長野県	滋賀県	大津市	京都府	京都市	鳥取県	島根県	松江市	島根県	松江市	岡山県	岡山市	倉敷市	
1																												
1の2			1					1			1		1			2												6
2						7	1	5	1				1			2	1											18
3						2		1						5		2				8								18
4						6		1								9				2								18
5		1				4		1								1												7
6																												
7																												
8																											1	1
9																												
１０		1				5		3					1	1		7												18
１１																1												1
１２						1																						1
１３																												
１４																												
１５																												
１６						2			1							3										1		7
１７						2										1												3
１８																												
１８の２						3		1								1					1							6
１８の３																												
１９													1			24	1											26
２０																												
２１																												
２１の２																												
２１の３																												
２１の４																												
２２																1												1
２３																1	1									1		3
２３の２						1										1												2
２４																												
２６						1																						1
２７						1																						1
２８						1																						1
２９																												
３０																												
３１																												
３２																1												1
３３						1		1								5												7
３４																												
３５																												
３６																												
３７																												
３８																												
３８の２																												
３９																												
４０																												
４１																												
４２																												
４３																												
４４																												
４５																												
４６																4												4
４７						1		1								3	1									1		7
４８						1																						1

表３　指定湖沼別湖沼特定事業場数等（２）

号番号	釜房ダム貯水池	八郎湖		霞ヶ浦				印旛沼			手賀沼			諏訪湖	野尻湖	琵琶湖				中海			宍道湖		児島湖			総数
	宮城県	秋田県	秋田市	栃木県	千葉県	茨城県	つくば市	千葉県	千葉市	船橋市	千葉県	松戸市	柏市	長野県	長野県	滋賀県	大津市	京都府	京都市	鳥取県	島根県	松江市	島根県	松江市	岡山県	岡山市	倉敷市	
４９																												
５０																												
５１																												
５１の２						2							1			1												4
５１の３						1																						1
５２																												
５３								2					1			2	1											6
５４																3												3
５５						1										2												3
５６																												
５７																1												1
５８																2	1											3
５９						1										1												2
６０																							1					1
６１								2													3							5
６２						1		1					1			1												4
６３						5								1		12						2						20
６３の２																												
６３の３																												
６４																												
６４の２														1		6	3				1		2	1		1	1	16
６５		1				14	1	3			1		1	2		38	2					1	1	1				66
６６						5								2		2						1	1			1		12
６６の２																												
６６の３	5	1				3	8	2						5		14	5				3		3		1	3	5	58
６６の４						1		3			1													1				6
６６の５		1				5		5								2					1							14
６６の６						13		5	1		2			1		23	3								2	3	2	55
６６の７																											1	1
６６の８																												
６７						2	1	3		1						2					1	2					1	13
６８																												
６８の２						2		3	1	1	2		1			2										1		13
６９						2																						2
６９の２																												
７０																												
７０の２																												
７１			1			1										2				2						1		7
７１の２						1	1	2		2			2			9	2			1					1	2		23
７１の３								2		1			1			1												5
７１の４								1																				1
７１の５						1										1												2
７１の６								1																				1
７２		4			1	82	1	32	8	5	5		4	15		101	1			3	9	8	34	9	5	13	6	346
７３	1					10								1		6	2			1		4	5		2	1		33
７４																2	1			1								4
みなし指定地域特定施設１		1				15	2	4					1	1		15	4			1	1		1	4		6	5	61
みなし指定地域特定施設２	1	4				155	5	29	2	15	11		16	24		150	11			5	5	5	18	8	5	66	22	557
湖沼特定事業場数	7	14	2		1	362	20	115	14	25	23		34	59		470	40			24	25	23	66	24	16	101	44	1,509
指定施設1		3						4						3		3					1		2					16
指定施設2						40																						40
指定施設計		3				40		4						3		3					1		2					56
準用指定施設	11	16												20		103					4	1	27	1		3	2	188
総計	18	33	2		1	402	20	119	14	25	23		34	82		576	40			24	30	24	95	25	16	104	46	1,753

（注）１．号番号は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
２．みなし指定地域特定施設は、湖沼水質保全特別措置法施行令第５条第１号及び第２号に示すものである。
３．指定施設は、湖沼水質保全特別措置法施行令第６条第１号及び第２号に示すものである。
４．準用指定施設は、湖沼水質保全特別措置法施行令第10条に示すものである。

表４　特定事業場の上位10業種

順　位	業種・施設名	事　業　場　数 （構成比）	一日当たりの平均排水量 50m³ 以上の事業場数	一日当たりの平均排水量 50m³ 未満の事業場数
1	旅館業(66の3)	62,821 (25%)	3,889	58,932
2	自動式車両洗浄施設(71)	32,635 (13%)	94	32,541
3	畜産農業(1の2)	23,539 (9%)	440	23,099
4	洗濯業(67)	18,133 (7%)	467	17,666
5	し尿処理施設(72)	9,729 (4%)	8,270	1,459
6	豆腐・煮豆製造業(17)	9,575 (4%)	225	9,350
7	し尿浄化槽（201人以上500人以下） （指定地域特定施設）	8,968 (4%)	1,787	7,181
8	水産食料品製造業(3)	7,717 (3%)	601	7,116
9	酸・アルカリ表面処理施設(65)	5,811 (2%)	1,219	4,592
10	科学技術に関する研究・試験・検査を行う事業場(71の2)	5,289 (2%)	438	4,851
総　　計		184,217 (73%)	17,430	166,787

（注）1. 業種・施設名の欄における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。

2. 構成比は、全特定事業場に占める割合を表す。

3. 水質汚濁防止法第5条3項の規定に基づく有害物質使用特定事業場は、この表には含まれていない。

表５　特定事業場の業種別内訳（１）

号番号	業種・施設名		総数	①平均排水量50m³/日以上の事業場数	②うち有害物質使用特定事業場	(地下浸透分)	③平均排水量50m³/日未満の事業場数	④うち有害物質使用特定事業場	(地下浸透分)
1	鉱業・水洗炭業	(水)	212	69	6		143		
		(瀬)	12	8	6		4		
			224	77	12		147		
1の2	畜産農業	(水)	23,529	431	5		23,098	17	(1)
		(瀬)	10	9			1		
			23,539	440	5		23,099	17	(1)
2	畜産食料品製造業	(水)	2,979	541	57		2,438	30	
		(瀬)	71	70	14		1		
			3,050	611	71		2,439	30	
3	水産食料品製造業	(水)	7,668	553			7,115	1	
		(瀬)	49	48	2		1		
			7,717	601	2		7,116	1	
4	保存食料品製造業	(水)	4,878	459	4		4,419	2	
		(瀬)	51	49	1		2		
			4,929	508	5		4,421	2	
5	みそ・しょう油グルタミン酸ソーダ食酢等の製造業	(水)	3,081	145	7		2,936	5	
		(瀬)	25	25	2				
			3,106	170	9		2,936	5	
6	小麦粉製造業	(水)	9				9		
		(瀬)							
			9				9		
7	砂糖製造業	(水)	62	37	1		25		
		(瀬)	5	5					
			67	42	1		25		
8	パン・菓子製造業	(水)	985	34			951		
		(瀬)	13	12			1		
			998	46			952		
9	米菓・こうじ製造業	(水)	542	58			484		
		(瀬)							
			542	58			484		
10	飲料製造業	(水)	4,278	461	55		3,817	23	
		(瀬)	56	54	14		2		
			4,334	515	69		3,819	23	
11	動物系飼料有機質肥料製造業	(水)	564	87	3		477	18	
		(瀬)	7	7	1				
			571	94	4		477	18	
12	動植物油脂製造業	(水)	319	49	1		270	6	
		(瀬)	13	13	2				
			332	62	3		270	6	
13	イースト製造業	(水)	4	2			2		
		(瀬)	1	1					
			5	3			2		
14	でん粉・化工でん粉製造業	(水)	59	35	1		24		
		(瀬)	4	4					
			63	39	1		24		

表５　特定事業場の業種別内訳（２）

号番号	業種・施設名		総数	①平均排水量50m³/日以上の事業場数	②うち有害物質使用特定事業場	（地下浸透分）	③平均排水量50m³/日未満の事業場数	④うち有害物質使用特定事業場	（地下浸透分）
15	ぶどう糖・水あめ製造業	(水)	33	12	1		21		
		(瀬)	1	1					
			34	13	1		21		
16	麺類製造業	(水)	2,562	94			2,468		
		(瀬)	23	23					
			2,585	117			2,468		
17	豆腐・煮豆製造業	(水)	9,548	200	1		9,348		
		(瀬)	27	25	2		2		
			9,575	225	3		9,350		
18	インスタントコーヒー製造業	(水)	6	3			3		
		(瀬)	1	1					
			7	4			3		
18の2	冷凍調理食品製造業	(水)	568	141			427	1	
		(瀬)	36	36					
			604	177			427	1	
18の3	たばこ製造業	(水)	8	2			6		
		(瀬)							
			8	2			6		
19	紡績業・繊維製品製造業	(水)	1,737	237	44		1,500	54	
		(瀬)	121	118	9		3		
			1,858	355	53		1,503	54	
20	洗毛業	(水)	18	2			16	1	
		(瀬)							
			18	2			16	1	
21	化学繊維製造業	(水)	24	17	8		7	2	
		(瀬)	13	13	7				
			37	30	15		7	2	
21の2	一般製材業・木材チップ製造業	(水)	121	3			118		
		(瀬)							
			121	3			118		
21の3	合板製造業	(水)	211	11			200	1	
		(瀬)							
			211	11			200	1	
21の4	パーティクルボード製造業	(水)	20				20		
		(瀬)	1	1					
			21	1			20		
22	木材薬品処理業	(水)	323	5	4		318	38	
		(瀬)							
			323	5	4		318	38	
23	パルプ・紙・紙加工品製造業	(水)	575	268	17		307	4	
		(瀬)	81	81	3				
			656	349	20		307	4	
23の2	新聞業・出版業・印刷業・製版業	(水)	1,327	24	6		1,303	137	
		(瀬)	2	2					
			1,329	26	6		1,303	137	

表５　特定事業場の業種別内訳（３）

号番号	業種・施設名		総数	①平均排水量50m³/日以上の事業場数	②うち有害物質使用特定事業場	（地下浸透分）	③平均排水量50m³/日未満の事業場数	④うち有害物質使用特定事業場	（地下浸透分）
24	化学肥料製造業	(水)	49	12	11		37	12	
		(瀬)	10	10	7				
			59	22	18		37	12	
26	無機顔料製造業	(水)	31	14	8		17	2	
		(瀬)	14	14	8				
			45	28	16		17	2	
27	その他無機化学工業製品製造業	(水)	437	148	78		289	130	
		(瀬)	79	79	49				
			516	227	127		289	130	
28	アセチレン誘導品製造業	(水)	27	8			19	1	
		(瀬)	2	2					
			29	10			19	1	
29	コールタール製品製造業	(水)	4				4	2	
		(瀬)	3	3	2				
			7	3	2		4	2	
30	発酵工業	(水)	47	14	6		33	5	
		(瀬)	2	2	1				
			49	16	7		33	5	
31	メタン誘導品製造業	(水)	10	4	3		6	4	
		(瀬)	1	1	1				
			11	5	4		6	4	
32	有機顔料・合成染料製造業	(水)	45	16	11		29	9	
		(瀬)	7	7	4				
			52	23	15		29	9	
33	合成樹脂製造業	(水)	335	124	52	(1)	211	34	
		(瀬)	40	39	19		1		
			375	163	71	(1)	212	34	
34	合成ゴム製造業	(水)	16	7	6		9	1	
		(瀬)	2	2	1				
			18	9	7		9	1	
35	有機ゴム薬品製造業	(水)	8	5	5		3		
		(瀬)	4	4	1				
			12	9	6		3		
36	合成洗剤製造業	(水)	17	4	3		13	7	
		(瀬)	2	2	1				
			19	6	4		13	7	
37	その他石油化学工業	(水)	64	23	15		41	14	
		(瀬)	25	25	17				
			89	48	32		41	14	
38	石けん製造業	(水)	27				27		
		(瀬)	3	3	1				
			30	3	1		27		

（注）「25 か性ソーダ・か性カリ製造業」については、平成29年８月16日に水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令が施行されたことに伴い、
同日より水質汚濁防止法の特定施設から削除されている。

表５　特定事業場の業種別内訳（４）

号番号	業種・施設名		総数	①平均排水量50m³/日以上の事業場数	②うち有害物質使用特定事業場	(地下浸透分)	③平均排水量50m³/日未満の事業場数	④うち有害物質使用特定事業場	(地下浸透分)
38の2	界面活性剤製造業	(水)	2				2		
		(瀬)							
			2				2		
39	硬化油製造業	(水)	7	1	1		6		
		(瀬)							
			7	1	1		6		
40	脂肪酸製造業	(水)	10	1			9	1	
		(瀬)	1	1	1				
			11	2	1		9	1	
41	香料製造業	(水)	54	10	5		44	3	
		(瀬)	2	2	2				
			56	12	7		44	3	
42	ゼラチン・にかわ製造業	(水)	6	1			5		
		(瀬)	1	1					
			7	2			5		
43	写真感光材料製造業	(水)	9	4	2		5	1	
		(瀬)	1	1	1				
			10	5	3		5	1	
44	天然樹脂製品製造業	(水)	6	2			4		
		(瀬)	1	1					
			7	3			4		
45	木材化学工業	(水)	2				2		
		(瀬)							
			2				2		
46	その他有機化学工業製品製造業	(水)	476	155	103		321	84	
		(瀬)	53	50	25		3	2	
			529	205	128		324	86	
47	医薬品製造業	(水)	378	159	87		219	96	
		(瀬)	31	30	15		1		
			409	189	102		220	96	
48	火薬製造業	(水)	6	3	2		3	2	
		(瀬)	5	5	4				
			11	8	6		3	2	
49	農薬製造業	(水)	23	6	4		17	11	
		(瀬)	4	4	3				
			27	10	7		17	11	
50	有害物質含有試薬製造業	(水)	8	1	1		7	6	
		(瀬)							
			8	1	1		7	6	
51	石油精製業	(水)	22	15	9		7		
		(瀬)	12	12	6				
			34	27	15		7		
51の2	自動車用タイヤ・チューブ・ゴムホース･工業用ゴム製品製造業	(水)	116	38	16		78	12	
		(瀬)	16	16	8				
			132	54	24		78	12	

表５　特定事業場の業種別内訳（５）

号番号	業種・施設名		総数	①平均排水量50m³/日以上の事業場数	②うち有害物質使用特定事業場	(地下浸透分)	③平均排水量50m³/日未満の事業場数	④うち有害物質使用特定事業場	(地下浸透分)
51の3	医療用･衛生用ゴム製品、ゴム手袋･糸ゴム･ゴムバンド（ラテックス成形型）製造業	(水)	16	5	1		11	1	
		(瀬)							
			16	5	1		11	1	
52	皮革製造業	(水)	114	6	4		108	2	
		(瀬)							
			114	6	4		108	2	
53	ガラス・ガラス製品製造業	(水)	649	100	74	(1)	549	213	
		(瀬)	6	4	3		2		
			655	104	77	(1)	551	213	
54	セメント製品製造業	(水)	2,131	41	5		2,090	47	
		(瀬)	9	6	2		3	2	
			2,140	47	7		2,093	49	
55	生コンクリート製造業	(水)	4,491	290	3		4,201	114	
		(瀬)	22	21			1		
			4,513	311	3		4,202	114	
56	有機質砂かべ材製造業	(水)	23				23	6	
		(瀬)							
			23				23	6	
57	人造黒鉛電極製造業	(水)	6	6					
		(瀬)	1	1					
			7	7					
58	窯業原料精製業	(水)	645	59	26		586	44	
		(瀬)	5	5	3				
			650	64	29		586	44	
59	砕石業	(水)	685	58			627	3	
		(瀬)	7	5	1		2		
			692	63	1		629	3	
60	砂利採取業	(水)	1,493	129		(1)	1,364	3	
		(瀬)	9	7			2		
			1,502	136		(1)	1,366	3	
61	鉄鋼業	(水)	210	73	26		137	7	
		(瀬)	44	44	22				
			254	117	48		137	7	
62	非鉄金属製造業	(水)	259	74	53		185	78	
		(瀬)	18	18	13				
			277	92	66		185	78	
63	金属製品・機械器具製造業	(水)	2,481	440	298		2,041	495	
		(瀬)	48	45	35		3	2	
			2,529	485	333		2,044	497	
63の2	自動式洗びん施設	(水)	36	5			31		
		(瀬)	1	1					
			37	6			31		
63の3	石炭火力発電の廃ガス洗浄施設	(水)	53	45	5		8		
		(瀬)	18	18	8				
			71	63	13		8		

表５　特定事業場の業種別内訳（６）

号番号	業種・施設名		総数	①平均排水量50m³/日以上の事業場数	②うち有害物質使用特定事業場	（地下浸透分）	③平均排水量50m³/日未満の事業場数	④うち有害物質使用特定事業場	（地下浸透分）
64	ガス供給業･コークス製造業	(水)	10	2			8		
		(瀬)	3	3	3				
			13	5	3		8		
64の2	水道・工業用水道施設	(水)	676	249	14		427	11	
		(瀬)	56	43	2		13		
			732	292	16		440	11	
65	酸・アルカリ表面処理施設	(水)	5,667	1,080	750		4,587	1,866	
		(瀬)	144	139	95		5	4	
			5,811	1,219	845		4,592	1,870	
66	電気めっき施設	(水)	1,510	400	377		1,110	944	
		(瀬)	26	25	22		1	1	
			1,536	425	399		1,111	945	
66の2	エチレンオキサイド又は1・4－ジオキサンの混合施設	(水)	2,736	30	1		2,706	3	
		(瀬)							
			2,736	30	1		2,706	3	
66の3	旅館業	(水)	62,415	3,570	3		58,845	5	(10)
		(瀬)	406	319			87	1	
			62,821	3,889	3		58,932	6	(10)
66の4	共同調理場	(水)	1,132	215			917		
		(瀬)	41	40			1		
			1,173	255			918		
66の5	弁当仕出屋・弁当製造業	(水)	1,089	282			807	2	
		(瀬)	51	49			2		
			1,140	331			809	2	
66の6	飲食店	(水)	2,525	657	2		1,868		
		(瀬)	232	191			41		
			2,757	848	2		1,909		
66の7	そば店・うどん店・すし店・喫茶店	(水)	59	10			49		
		(瀬)	2	2					
			61	12			49		
66の8	料亭・バー・キャバレー・ナイトクラブ	(水)	46	1			45		
		(瀬)							
			46	1			45		
67	洗濯業	(水)	18,084	418	25		17,666	921	
		(瀬)	49	49	1				
			18,133	467	26		17,666	921	
68	写真現像業	(水)	4,330	4	2		4,326	755	
		(瀬)	6	4	2		2		
			4,336	8	4		4,328	755	
68の2	病院	(水)	890	310	45		580	144	
		(瀬)	66	64	8		2	2	
			956	374	53		582	146	
69	と畜・死亡獣畜取扱業	(水)	180	98	1		82	1	
		(瀬)	10	10					
			190	108	1		82	1	

表５　特定事業場の業種別内訳（７）

号番号	業種・施設名		総数	①平均排水量50m³/日以上の事業場数	②うち有害物質使用特定事業場	（地下浸透分）	③平均排水量50m³/日未満の事業場数	④うち有害物質使用特定事業場	（地下浸透分）
69の2	卸売市場	(水)	118	42			76		
		(瀬)	5	5					
			123	47			76		
70	廃油処理施設	(水)	28	3			25		
		(瀬)	3	3					
			31	6			25		
70の2	自動車特定整備事業の洗車施設	(水)	808	5			803	6	
		(瀬)							
			808	5			803	6	
71	自動式車両洗浄施設	(水)	32,621	82	1		32,539	16	(2)
		(瀬)	14	12			2		
			32,635	94	1		32,541	16	(2)
71の2	科学技術に関する研究・試験・検査を行う事業場	(水)	5,208	378	245	(1)	4,830	2,542	(3)
		(瀬)	81	60	35		21	17	
			5,289	438	280	(1)	4,851	2,559	(3)
71の3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	(水)	915	44	9		871	116	
		(瀬)	11	11	2				
			926	55	11		871	116	
71の4	産業廃棄物処理施設	(水)	438	67	16		371	64	
		(瀬)	7	7	2				
			445	74	18		371	64	
71の5	トリクロロエチレン等による洗浄施設（前各号に該当するものを除く）	(水)	817	32	31		785	747	
		(瀬)	4	4	4				
			821	36	35		785	747	
71の6	トリクロロエチレン等の蒸留施設（前各号に該当するものを除く）	(水)	44	6	5		38	32	
		(瀬)	3	3	1				
			47	9	6		38	32	
72	し尿処理施設	(水)	9,144	7,715	41		1,429	17	
		(瀬)	585	555	7		30		
			9,729	8,270	48		1,459	17	
73	下水道終末処理施設	(水)	2,218	2,149	107		69	3	
		(瀬)							
			2,218	2,149	107		69	3	
74	特定事業場からの排水処理施設	(水)	668	288	35		380	47	
		(瀬)	46	43	10		3		
			714	331	45		383	47	
－	し尿浄化槽（201人以上500人以下）（指定地域特定施設）		8,968	1,787	9		7,181	5	
			8,968	1,787	9		7,181	5	
合計		(水)	245,128	26,010	2,863	(4)	219,118	10,037	(16)
		(瀬)	2,983	2,738	521		245	31	
			248,111	28,748	3,384	(4)	219,363	10,068	(16)

（注）１．号番号は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
２．特定事業場数の欄中、上段は水質汚濁防止法に係るもの、中段は瀬戸内海法に係るもの、下段は両者の合計である。
３．水質汚濁防止法第5条3項の規定に基づく有害物質使用特定事業場は、この表には含まれていない。

表６　届出関係、計画変更命令等（１）

水質汚濁防止法

		第５条の届出					第７条届出	第８条に基づく計画変更命令等			第６条第１項届出	第10条届出			第11条届出
		第１項	第２項	第３項 有害物質使用特定施設	第３項 有害物質貯蔵指定施設	計		第５条関係	第７条関係	計		氏名等変更	使用廃止	計	
1	北海道	88			2	90	108					202	104	306	23
2	青森県	16				16	43					57	27	84	6
3	岩手県	121		5	1	127	37					100	182	282	20
4	宮城県	89		2	1	92	101					163	84	247	46
5	秋田県	91			3	94	32					78	67	145	34
6	山形県	69			1	70	34					69	79	148	4
7	福島県	77			6	83	41					61	72	133	7
8	茨城県	210		2	16	228	99					254	159	413	34
9	栃木県	157				157	119					148	104	252	18
10	群馬県	65		3	3	71	41				2	96	65	161	8
11	埼玉県	142		2	7	151	77					255	210	465	35
12	千葉県	136		5	11	152	128					234	117	351	41
13	東京都	106		47	4	157	49					174	178	352	27
14	神奈川県	69		3	3	75	36					88	51	139	17
15	新潟県	119		1	1	121	82					114	121	235	53
16	富山県	48				48	40				1	49	43	92	3
17	石川県	49			1	50	54					85	29	114	10
18	福井県	70			3	73	19				1	45	48	93	26
19	山梨県	76			2	78	32					64	37	101	16
20	長野県	242		15	5	262	83					145	112	257	28
21	岐阜県	122		2	5	129	50					176	89	265	20
22	静岡県	121	2	5	7	135	99					208	129	337	37
23	愛知県	283		7	14	304	292					361	413	774	63
24	三重県	137		4	2	143	57				1	155	83	238	26
25	滋賀県	143		2	7	152	156					155	97	252	15
26	京都府	99			3	102	32				1	96	47	143	29
27	大阪府	91		5	4	100	59					98	107	205	21
28	兵庫県	56			6	62	49				1	128	73	201	7
29	奈良県	31				31	5					18	14	32	2
30	和歌山県	136				136	19					63	45	108	16
31	鳥取県	22				22	12					35	23	58	7
32	島根県	132		2	1	135	32					62	64	126	13
33	岡山県	46		2	1	49	31				1	47	48	95	4
34	広島県	92			1	93	28				1	75	46	121	13
35	山口県	57		3	7	67	28					49	31	80	7
36	徳島県	36			2	38	8					32	25	57	20
37	香川県	82				82	39					46	32	78	8
38	愛媛県	56		5	1	62	35					62	63	125	18
39	高知県	62				62	35					95	49	144	14
40	福岡県	61		10	2	73	51				1	112	42	154	8
41	佐賀県	82				82	33					55	48	103	13
42	長崎県	133				133	30					82	48	130	20
43	熊本県	117		6	8	131	37					91	59	150	
44	大分県	170				170	31					113	69	182	46
45	宮崎県	46			2	48	40					83	85	168	46
46	鹿児島県	168				168	31					96	44	140	17
47	沖縄県	32				32	13					37	10	47	3
都道府県計		4,653	2	138	143	4,936	2,587				10	5,111	3,772	8,883	949
政令市計		1,671	4	164	99	1,938	1,279				9	2,812	1,893	4,705	314
合計		6,324	6	302	242	6,874	3,866				19	7,923	5,665	13,588	1,263

表６　届出関係、計画変更命令等（２）

水質汚濁防止法

		第５条の届出					第７条届出	第８条に基づく計画変更命令等			第６条第１項届出	第10条届出			第11条届出
		第１項	第２項	第３項		計		第５条関係	第７条関係	計		氏名等変更	使用廃止	計	
				有害物質使用特定施設	有害物質貯蔵指定施設										
1	札幌市			13		13	10					20	22	42	2
2	函館市						1					7	3	10	3
3	旭川市	1		1		2	3					10	3	13	
4	青森市	6				6	2					8	2	10	1
5	八戸市	3				3	6					13	5	18	1
6	盛岡市	21				21	6					18	5	23	1
7	仙台市	32				32	17					62	27	89	7
8	秋田市	17		2	1	20	5					30	14	44	1
9	山形市	19			1	20	3					24	30	54	1
10	福島市	17				17	6					24	12	36	
11	郡山市	27				27	26					28	24	52	1
12	いわき市	24			3	27	23					40	29	69	3
13	水戸市	1				1						13	2	15	1
14	つくば市	73		4	3	80	33					33	88	121	
15	宇都宮市	16			1	17	5					16	19	35	
16	前橋市	18				18	9					47	13	60	1
17	高崎市	13			3	16	8					21	16	37	1
18	伊勢崎市	6				6	4					20	6	26	4
19	太田市	12		1	1	14	14					6	10	16	3
20	さいたま市	17				17	1					42	11	53	6
21	川越市	1				1	27					52	7	59	
22	熊谷市	5				5	4					23	8	31	
23	川口市	10		1		11	3				1	22	14	36	2
24	所沢市	4				4	1					25	6	31	1
25	春日部市	5				5	2					9	5	14	
26	草加市	1				1	2					9	4	13	
27	越谷市	9				9	6					9	10	19	3
28	千葉市	21		7		28	19					37	19	56	4
29	市川市	9			1	10	11					39	12	51	
30	船橋市	8		1	2	11	5					18	10	28	4
31	松戸市	7				7	7					25	14	39	1
32	柏市	17			3	20	8					19	8	27	3
33	市原市	12		1	1	14	28					34	7	41	6
34	八王子市	16				16	8					30	19	49	8
35	町田市	4				4	3					45	11	56	12
36	横浜市	87		9	8	104	55					130	92	222	19
37	川崎市	26		12	2	40	58					59	43	102	4
38	相模原市	25	2	1		28	36					40	40	80	7
39	横須賀市	7				7	5					7	6	13	1
40	平塚市	30				30	19					49	38	87	7
41	藤沢市	26			2	28	8					25	22	47	
42	小田原市	5				5	1					15	8	23	1
43	茅ヶ崎市	8			1	9	7					7	14	21	3
44	厚木市	14		1		15	9					14	17	31	3
45	大和市	6				6	1					9	16	25	
46	新潟市	30		2		32	12					36	22	58	4
47	長岡市	13				13	8					22	13	35	1
48	上越市	6			2	8	9					15	4	19	3
49	富山市	27			4	31	12					20	19	39	3
50	金沢市	19				19	3					45	23	68	2
51	福井市	23		1		24	6					34	24	58	2
52	甲府市	7		1		8	6					12	5	17	1
53	長野市	26				26	18					22	3	25	3
54	松本市	11				11	10					26	8	34	1
55	岐阜市	9				9	4					24	19	43	9

表６　届出関係、計画変更命令等（３）

水質汚濁防止法

		第５条の届出					第７条届出	第８条に基づく計画変更命令等			第６条第１項届出	第10条届出			第11条届出
		第１項	第２項	第３項 有害物質使用特定施設	第３項 有害物質貯蔵指定施設	第３項 計		第５条関係	第７条関係	計		氏名等変更	使用廃止	計	
56	静岡市	19			1	20	18					38	27	65	5
57	浜松市	17		8	2	27	34					51	24	75	3
58	沼津市	5				5	3					14	4	18	2
59	富士市	19		1	1	21	49					23	18	41	2
60	名古屋市	15		2	4	21	23				4	52	34	86	9
61	豊橋市	11		1	1	13	18					28	23	51	9
62	岡崎市	15				15	18					29	14	43	1
63	一宮市	23		1		24	12					31	32	63	9
64	春日井市	16			3	19	17					48	31	79	9
65	豊田市	58		2	4	64	49					52	77	129	4
66	四日市市	24			3	27	35					30	21	51	2
67	大津市	24		1		25	13					30	11	41	
68	京都市	11		17	2	30	15					37	25	62	1
69	大阪市	2		29	5	36	26					69	35	104	5
70	堺市	18				18	16					34	8	42	5
71	岸和田市	7			1	8						16	6	22	
72	豊中市	15		2		17	4					10	18	28	
73	吹田市	42		4		46	17					14	44	58	
74	高槻市	9				9	10					16	7	23	1
75	枚方市	13				13	5					12	7	19	3
76	茨木市	17				17	17					13	17	30	1
77	八尾市	1		1		2	2					15	6	21	3
78	寝屋川市	2				2	3					8	4	12	1
79	東大阪市			2		2						4	3	7	
80	神戸市	56		6		62	16					43	61	104	13
81	姫路市	24		3	6	33	16				3	18	12	30	4
82	尼崎市	7		4	3	14	11					9	11	20	1
83	明石市	5		2	1	8	10					8	8	16	
84	西宮市	2				2	2					7	2	9	
85	加古川市	5				5	1					6	6	12	2
86	宝塚市	3				3						3	6	9	
87	奈良市	6				6						6	4	10	
88	和歌山市	9		1		10	1					13	9	22	
89	鳥取市	7				7	3					12	11	23	2
90	松江市	14		1		15	16					14	15	29	
91	岡山市	29		1	1	31	29					61	35	96	4
92	倉敷市	11			6	17	13					37	16	53	
93	広島市	18		3	2	23	13					36	18	54	
94	呉市	10	2			12	24					13	12	25	2
95	福山市	11		1	1	13	9					22	15	37	1
96	下関市	2		1	4	7	2					5	4	9	1
97	徳島市	9				9						12	9	21	2
98	高松市	23		1		24	15					35	24	59	6
99	松山市	16			3	19	16					37	15	52	4
100	高知市	15				15	3					21	11	32	1
101	北九州市	1		6	5	12	5					19	12	31	5
102	福岡市	1		3		4	12				1	25	15	40	2
103	久留米市	9				9	5					9	8	17	
104	佐賀市	27				27	3					23	14	37	3
105	長崎市	12				12	13					36	3	39	2
106	佐世保市	6				6	4					16	4	20	
107	熊本市	27		1		28	5					17	25	42	
108	大分市	27		1	1	29	19					45	30	75	5
109	宮崎市	14				14	4					21	34	55	23
110	鹿児島市	16				16	2					14	17	31	1
111	那覇市	9				9						6		6	
政令市計		1,671	4	164	99	1,938	1,279				9	2,812	1,893	4,705	314

表７　改善命令、立入検査、行政指導件数等（１）

水質汚濁防止法

		改善命令			一時停止命令			浄化措置命令（第14条の3）		要請（第23条第3項）		立入検査（第22条第１項）									
												立入検査事業場数									
																		計			
		第13条第1項	第13条の2第1項	第13条の3第1項	第13条第1項	第13条の2第1項	第13条の3第1項	第1項	第2項	公共用水域	地下水	昼間立入	(うち第５条第２項に係るもの)	うち、地下水汚染未然防止に係るもの	夜間立入	(うち第５条第２項に係るもの)	うち、地下水汚染未然防止に係るもの		(うち第５条第２項に係るもの)	うち、地下水汚染未然防止に係るもの	うち瀬戸内海法上の特定施設を設置する工場、事業場に係るもの
1	北海道											616		13				616		13	
2	青森県											163						163			
3	岩手県											449		45				449		45	
4	宮城県											282	15	18				282	15	18	
5	秋田県											631	8					631	8		
6	山形県	1										229		40				229		40	
7	福島県											280		86				280		86	
8	茨城県											668	2	169				668	2	169	
9	栃木県											243		141				243		141	
10	群馬県											233		35				233		35	
11	埼玉県	1										1,399		273				1,399		273	
12	千葉県											638		96				638		96	
13	東京都											546		204				546		204	
14	神奈川県											167		63				167		63	
15	新潟県											253		83	1			254		83	
16	富山県											79		32				79		32	
17	石川県											165		71				165		71	
18	福井県											192		28				192		28	
19	山梨県											171		99				171		99	
20	長野県											577		164	1			578		164	
21	岐阜県											577		234				577		234	
22	静岡県											374		46	19			393		46	
23	愛知県											1,871		534				1,871		534	
24	三重県											392						392			
25	滋賀県											235		26				235		26	
26	京都府											180		38				180		38	65
27	大阪府											767		192				767		192	142
28	兵庫県											208		27				208		27	18
29	奈良県											117						117			46
30	和歌山県											64		19				64		19	26
31	鳥取県											115		10				115		10	
32	島根県											95		13				95		13	
33	岡山県											290		15				290		15	121
34	広島県	1										494		17				494		17	163
35	山口県											404		50				404		50	187
36	徳島県											218		7				218		7	
37	香川県											393		27				393		27	114
38	愛媛県											327		16				327		16	86
39	高知県											156						156			
40	福岡県	4										278						278			16
41	佐賀県											174		35				174		35	
42	長崎県											766		1				766		1	
43	熊本県											528						528			
44	大分県											395		5				395		5	148
45	宮崎県											592		77				592		77	
46	鹿児島県											270		11				270		11	
47	沖縄県											109		6				109		6	
都道府県計		7										18,370	25	3,066	21			18,391	25	3,066	1,132
政令市計		3										9,183	4	1,670	179			9,362	4	1,670	979
合計		10										27,553	29	4,736	200			27,753	29	4,736	2,111

表７　改善命令、立入検査、行政指導件数等（３）

水質汚濁防止法

		改善命令			一時停止命令			浄化措置命令（第14条の3）		要請（第23条第3項）		立入検査（第22条第１項）									
												立入検査事業場数									
																		計			
		第13条第1項	第13条の2第1項	第13条の3第1項	第13条第1項	第13条の2第1項	第13条の3第1項	第1項	第2項	公共用水域	地下水	昼間立入	(うち第５条第２項に係るもの)	うち、地下水汚染未然防止に係るもの	夜間立入	(うち第５条第２項に係るもの)	うち、地下水汚染未然防止に係るもの		(うち第５条第２項に係るもの)	うち、地下水汚染未然防止に係るもの	うち瀬戸内海法上の特定施設を設置する工場、事業場に係るもの
1	札幌市											69		20				69		20	
2	函館市											17						17			
3	旭川市											41						41			
4	青森市											31		2				31		2	
5	八戸市											72		30	12			84		30	
6	盛岡市											32		9				32		9	
7	仙台市											97		55				97		55	
8	秋田市											39			4			43			
9	山形市											37		2				37		2	
10	福島市											74		4				74		4	
11	郡山市											81		33				81		33	
12	いわき市											90		44				90		44	
13	水戸市											10		5				10		5	
14	つくば市	1										19		8				19		8	
15	宇都宮市											82		30				82		30	
16	前橋市											98						98			
17	高崎市											128		62				128		62	
18	伊勢崎市											62						62			
19	太田市											21		10				21		10	
20	さいたま市											128						128			
21	川越市											181		48				181		48	
22	熊谷市											91						91			
23	川口市											124		10				124		10	
24	所沢市											51		9				51		9	
25	春日部市											57		1				57		1	
26	草加市											32						32			
27	越谷市											118		23				118		23	
28	千葉市											73		10				73		10	
29	市川市											84		4				84		4	
30	船橋市											126		5				126		5	
31	松戸市	1										48		17				48		17	
32	柏市											42		7				42		7	
33	市原市											117						117			
34	八王子市											16						16			
35	町田市											32						32			
36	横浜市											360		58				360		58	
37	川崎市											105			2			107			
38	相模原市											128						128			
39	横須賀市											29		14				29		14	
40	平塚市											69		22				69		22	
41	藤沢市											90		5				90		5	
42	小田原市											30						30			
43	茅ヶ崎市											30		17				30		17	
44	厚木市											10						10			
45	大和市											36		5				36		5	
46	新潟市											102						102			
47	長岡市											52			1			53			
48	上越市											98						98			
49	富山市											194						194			
50	金沢市											122			3			125			
51	福井市											94		3				94		3	
52	甲府市											9		2				9		2	
53	長野市											75						75			
54	松本市											86		29	1			87		29	
55	岐阜市											99		48	2			101		48	

表７　改善命令、立入検査、行政指導件数等（５）

水質汚濁防止法

		改善命令			一時停止命令			浄化措置命令（第14条の3）		要請（第23条第3項）		立入検査（第22条第１項）									
												立入検査事業場数									
																		計			
		第13条第1項	第13条の2第1項	第13条の3第1項	第13条第1項	第13条の2第1項	第13条の3第1項	第1項	第2項	公共用水域	地下水	昼間立入	(うち第５条第２項に係るもの)	うち、地下水汚染未然防止に係るもの	夜間立入	(うち第５条第２項に係るもの)	うち、地下水汚染未然防止に係るもの		(うち第５条第２項に係るもの)	うち、地下水汚染未然防止に係るもの	うち瀬戸内海法上の特定施設を設置する工場、事業場に係るもの
56	静岡市											63						63			
57	浜松市											28		16				28		16	
58	沼津市											28						28			
59	富士市											136		20	58			194		20	
60	名古屋市											266		124	5			271		124	
61	豊橋市											122						122			
62	岡崎市											81						81			
63	一宮市											183		28				183		28	
64	春日井市											128		30				128		30	
65	豊田市											100		20				100		20	
66	四日市市											98						98			
67	大津市											33						33			
68	京都市											40		14				40		14	7
69	大阪市											508		486	19			527		486	30
70	堺市											101						101			60
71	岸和田市											26						26			5
72	豊中市											19		10				19		10	
73	吹田市											33		8				33		8	16
74	高槻市											51		16				51		16	24
75	枚方市											49						49			
76	茨木市											29		19				29		19	
77	八尾市											55						55			6
78	寝屋川市											32		19				32		19	1
79	東大阪市											30		6				30		6	10
80	神戸市											148		37				148		37	
81	姫路市											162		15	4			166		15	92
82	尼崎市											125						125			
83	明石市											94		1				94		1	56
84	西宮市											50						50			
85	加古川市											62		2				62		2	
86	宝塚市											10						10			
87	奈良市											37						37			23
88	和歌山市											161			27			188			
89	鳥取市											37		1				37		1	
90	松江市											8		1				8		1	
91	岡山市											224		25	1			225		25	110
92	倉敷市											286		10	3			289		10	205
93	広島市											100		18				100		18	33
94	呉市											65			10			75			
95	福山市											78			5			83			49
96	下関市											57		2	5			62		2	37
97	徳島市											86		27				86		27	
98	高松市											97						97			36
99	松山市											92			6			98			52
100	高知市											16						16			
101	北九州市											95						95			
102	福岡市											48		20				48		20	
103	久留米市											39		6				39		6	
104	佐賀市											47		5				47		5	
105	長崎市											39	4					39	4		
106	佐世保市											64						64			
107	熊本市											31						31			
108	大分市											189		12	11			200		12	127
109	宮崎市											28		6				28		6	
110	鹿児島市	1										130		15				130		15	
111	那覇市											1						1			
政令市計		3										9,183	4	1,670	179		0	9,362	4	1,670	979

表７　改善命令、立入検査、行政指導件数等（２）

水質汚濁防止法

		行政指導																	
		公共用水域								地下水									
		指導件数			指導内容					指導件数			指導内容						
		文書	口頭	合計	処理施設の設置・改善	排水の一時停止	水濁法第14条第１項及び第２項等	その他	合計	文書	口頭	合計	施設の設置・変更	特定地下浸透水の制限	構造基準等の遵守	定期点検の結果の保存	地下水の浄化	その他	合計
1	北海道	7	167	174	18		17	146	181										
2	青森県	11	62	73	3		6	71	80										
3	岩手県	24	6	30	27	1	1	2	31										
4	宮城県	50	13	63	12		5	46	63										
5	秋田県	28	99	127	31		26	73	130										
6	山形県	11	118	129	10		2	118	130		26	26			1	2		23	26
7	福島県	7	107	114	17		18	82	117		13	13				1	10	2	13
8	茨城県	109	174	283	63		109	186	358	8	20	28			3	27		8	38
9	栃木県	43	10	53	6		10	37	53										
10	群馬県	12	93	105	15	1	24	82	122		11	11	2		7	6		2	17
11	埼玉県	66	106	172	33	1	20	159	213	4	24	28				14		17	31
12	千葉県	86	211	297	82	1	83	182	348	8	35	43	3		14	11		28	56
13	東京都	4	67	71	5			66	71		73	73			1	31		41	73
14	神奈川県	2	21	23	2		1	20	23										
15	新潟県	10	70	80	21		15	44	80	2	18	20			5	17		5	27
16	富山県		8	8	2		1	5	8		3	3	1			2			3
17	石川県	3		3				3	3										
18	福井県	3	16	19	1		2	18	21		2	2				2			2
19	山梨県	26	20	46	9	2	21	23	55		3	3						3	3
20	長野県	66	108	174	82		8	84	174	4	8	12				12		3	15
21	岐阜県	2	56	58	15	1	1	44	61		8	8	1			7			8
22	静岡県	17	22	39	12		8	22	42		6	6				5		2	7
23	愛知県	110	1245	1355	192	2	20	1146	1360		380	380	5		97	213		65	380
24	三重県	19	103	122	24	3	12	167	206										
25	滋賀県	46	8	54	12		10	32	54	27	1	28	4		10	11		3	28
26	京都府	14		14				14	14										
27	大阪府	21	154	175	20		14	151	185		16	16	1		4	6		7	18
28	兵庫県	6	40	46	9		8	29	46		7	7			1			6	7
29	奈良県	16	21	37	8			34	42										
30	和歌山県		61	61			2	59	61		17	17			1			16	17
31	鳥取県	6		6				6	6										
32	島根県	24	5	29	5		13	14	32	3		3			1	2		1	4
33	岡山県	31	15	46	19		7	20	46		1	1				1			1
34	広島県	48		48	26			22	48										
35	山口県	23	19	42	9		3	30	42	1		1				1			1
36	徳島県	3	11	14	5			9	14		2	2						2	2
37	香川県	24	18	42	6	1	1	34	42										
38	愛媛県	8	23	31	12		11	9	32										
39	高知県	4	31	35	5		7	23	35										
40	福岡県		19	19	6		19	13	38										
41	佐賀県	7	14	21	8			13	21										
42	長崎県	4	38	42	8		4	31	43										
43	熊本県	7	3	10	3		1	6	10										
44	大分県	5	2	7	3			4	7										
45	宮崎県	26	20	46	43			10	53										
46	鹿児島県	19		19	19				19										
47	沖縄県	2	58	60	5		6	50	61										
都道府県計		1,060	3,462	4,522	913	13	516	3,439	4,881	57	674	731	17		145	371	10	234	777
政令市計		559	567	1,126	535	4	159	470	1,168	36	151	187	15	14	58	106	1	80	274
合　計		1,619	4,029	5,648	1,448	17	675	3,909	6,049	93	825	918	32	14	203	477	11	314	1,051

（注）１件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表７　改善命令、立入検査、行政指導件数等（４）

水質汚濁防止法

		行政指導																	
		公共用水域								地下水									
		指導件数			指導内容					指導件数			指導内容						
		文書	口頭	合計	処理施設の設置・改善	排水の一時停止	水濁法第14条第１項及び第２項等	その他	合計	文書	口頭	合計	施設の設置・変更	特定地下浸透水の制限	構造基準等の遵守	定期点検の結果の保存	地下水の浄化	その他	合計
1	札幌市	3		3	3				3		17	17				17			17
2	函館市		13	13	3		8	5	16										
3	旭川市																		
4	青森市	6	2	8	6			2	8										
5	八戸市	2	3	5	2			3	5										
6	盛岡市	5		5				5	5										
7	仙台市	14	14	28	28				28										
8	秋田市	1	1	2	1		1		2										
9	山形市	5	2	7	5	1		2	8	1	2	3			2	2		1	5
10	福島市	3	21	24			1	23	24										
11	郡山市	2	5	7	7				7										
12	いわき市	5	18	23	5		9	9	23										
13	水戸市																		
14	つくば市	10		10	6		4	9	19	4		4			1	2		3	6
15	宇都宮市																		
16	前橋市	4		4	4				4										
17	高崎市	5	6	11	6		2	4	12										
18	伊勢崎市																		
19	太田市		1	1	1	1			2										
20	さいたま市	32	1	33	33				33										
21	川越市	25	40	65	31		8	26	65										
22	熊谷市	3	1	4	3		1		4										
23	川口市	22		22	22				22	5		5				3		5	8
24	所沢市	19		19	14		4	7	25	1	3	4						6	6
25	春日部市	13		13	13				13										
26	草加市	7		7	7				7										
27	越谷市	16		16	16	1			17		2	2			1	1			2
28	千葉市	4		4	4				4										
29	市川市	13	17	30	13		17		30										
30	船橋市	19		19	19				19										
31	松戸市	8		8	8				8										
32	柏市	9		9	9				9										
33	市原市	5		5	5				5										
34	八王子市	1		1				1	1										
35	町田市		2	2	1			1	2										
36	横浜市	5	53	58	5		53		58		10	10			2	8			10
37	川崎市	3	13	16	8			8	16		8	8						8	8
38	相模原市		49	49	4			45	49										
39	横須賀市		5	5			5		5		3	3				3			3
40	平塚市	28	5	33				33	33										
41	藤沢市	3	1	4	3			1	4										
42	小田原市																		
43	茅ヶ崎市	1	5	6	1			5	6										
44	厚木市	1		1	1				1										
45	大和市	2	2	4	4				4										
46	新潟市	6		6	6				6										
47	長岡市	1	1	2	2				2										
48	上越市	2		2	2				2										
49	富山市	8	5	13	13				13										
50	金沢市	5	10	15	5			10	15										
51	福井市	4	12	16	6		8	10	24										
52	甲府市		4	4				4	4										
53	長野市	5		5	5				5										
54	松本市	2		2	2				2		3	3				3			3
55	岐阜市	3	4	7	3		3	1	7		2	2				2			2

（注）１件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表７　改善命令、立入検査、行政指導件数等（６）

水質汚濁防止法

		行政指導																	
		公共用水域								地下水									
		指導件数			指導内容					指導件数			指導内容						
		文書	口頭	合計	処理施設の設置・改善	排水の一時停止	水濁法第14条第１項及び第２項等	その他	合計	文書	口頭	合計	施設の設置・変更	特定地下浸透水の制限	構造基準等の遵守	定期点検の結果の保存	地下水の浄化	その他	合計
56	静岡市	20	14	34	8		18	15	41										
57	浜松市	1	7	8	1		1	8	10		11	11			3	2		11	16
58	沼津市																		
59	富士市	5		5	5				5										
60	名古屋市		17	17		1		16	17	2	32	34		13	27	5		18	63
61	豊橋市	18	32	50	46			4	50										
62	岡崎市	1		1	1				1										
63	一宮市	3	41	44			1	44	45		10	10				5		8	13
64	春日井市	15	32	47	23		1	23	47		6	6				4		2	6
65	豊田市	10		10	10				10										
66	四日市市		24	24	1			23	24										
67	大津市	3		3	3				3										
68	京都市	2		2				2	2	1		1						1	1
69	大阪市	1		1	1				1										
70	堺市	7	5	12				12	12										
71	岸和田市	1		1	1				1										
72	豊中市																		
73	吹田市	2	8	10				10	10										
74	高槻市		10	10				10	10										
75	枚方市																		
76	茨木市																		
77	八尾市	26		26	26				26										
78	寝屋川市	8	4	12				12	12										
79	東大阪市																		
80	神戸市	13		13			3	10	13	1		1					1		1
81	姫路市	5		5				5	5										
82	尼崎市		2	2				2	2										
83	明石市																		
84	西宮市	4		4	4				4										
85	加古川市		7	7	3			4	7										
86	宝塚市		1	1	1				1										
87	奈良市		3	3			3		3										
88	和歌山市																		
89	鳥取市	1		1	1				1										
90	松江市	2		2				2	2										
91	岡山市	10	5	15	11			5	16	19	3	22	8		13	20		8	49
92	倉敷市	6	1	7	6			1	7		9	9			2	9			11
93	広島市	2		2	2				2										
94	呉市																		
95	福山市	6		6	6				6										
96	下関市	6		6	1		1	4	6	1		1				1			1
97	徳島市																		
98	高松市	7		7	7				7										
99	松山市	6	1	7				7	7										
100	高知市		6	6	2		2	2	6										
101	北九州市	1	14	15	3			12	15										
102	福岡市		2	2			1	2	3	1	17	18	3		7	8		3	21
103	久留米市	1		1				1	1										
104	佐賀市	9	5	14	9			5	14										
105	長崎市		2	2			2		2										
106	佐世保市	6		6				6	6										
107	熊本市	1	1	2	1		1		2										
108	大分市	4	2	6	1			5	6		6	6	4	1		4		6	15
109	宮崎市		5	5			1	4	5										
110	鹿児島市	6		6	6				6		7	7				7			7
111	那覇市																		
政令市計		559	567	1,126	535	4	159	470	1,168	36	151	187	15	14	58	106	1	80	274

（注）１件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表７　改善命令、立入検査、行政指導件数等（７）

水質汚濁防止法

		水濁法第14条第１項及び第２項に対する行政指導																
		排出水								特定地下浸透水								
		指導件数			指導内容					指導件数			指導内容					
		文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	虚偽	合計	文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	虚偽	合計
1	北海道		13	13	12		1		13								
2	青森県		6	6	6				6								
3	岩手県	1		1	1				1								
4	宮城県	4	1	5	5				5								
5	秋田県		26	26	26				26								
6	山形県		2	2	2				2								
7	福島県		19	19	19	1	1		21								
8	茨城県	22	47	69	54	6	49		109								
9	栃木県	8	2	10	5	6			11								
10	群馬県		24	24	24				24								
11	埼玉県	3	17	20	19		1		20								
12	千葉県	2	68	70	48	1	25		74								
13	東京都																
14	神奈川県		1	1	1				1								
15	新潟県	3	12	15	12	1	2		15								
16	富山県		1	1	1				1								
17	石川県																
18	福井県		2	2	2				2								
19	山梨県	14	7	21	21				21								
20	長野県	4	4	8	8				8								
21	岐阜県		1	1	1				1								
22	静岡県		8	8	8		1		9								
23	愛知県	2	20	22	21	1	2		24								
24	三重県		12	12	6	6	1		13								
25	滋賀県	9	1	10	9		1		10								
26	京都府																
27	大阪府		14	14	14	1	1		16								
28	兵庫県		4	4	4				4								
29	奈良県																
30	和歌山県		2	2	2				2								
31	鳥取県																
32	島根県	10	3	13	13		3		16								
33	岡山県	2	5	7	7	1	1		9								
34	広島県																
35	山口県	3		3	2	1			3								
36	徳島県																
37	香川県		1	1	1				1								
38	愛媛県		11	11	11				11								
39	高知県		7	7	7				7								
40	福岡県		19	19	19	19	19		57								
41	佐賀県																
42	長崎県		4	4	4				4								
43	熊本県		1	1	1				1								
44	大分県																
45	宮崎県																
46	鹿児島県																
47	沖縄県		6	6	6				6								
都道府県計		87	371	458	402	44	108		554								
政令市計		23	132	155	81	60	48		189								
合　計		110	503	613	483	104	156		743								

(注) １件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表７　改善命令、立入検査、行政指導件数等（８）

水質汚濁防止法

		水濁法第14条第１項及び第２項に対する行政指導															
		排出水								特定地下浸透水							
		指導件数			指導内容					指導件数			指導内容				
		文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	虚偽	合計	文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	虚偽	合計
1	札幌市																
2	函館市		8	8	7		1		8								
3	旭川市																
4	青森市																
5	八戸市																
6	盛岡市																
7	仙台市																
8	秋田市																
9	山形市																
10	福島市		1	1	1				1								
11	郡山市																
12	いわき市		9	9	9	9	9		27								
13	水戸市																
14	つくば市	4		4	4				4								
15	宇都宮市																
16	前橋市																
17	高崎市		2	2	2				2								
18	伊勢崎市																
19	太田市																
20	さいたま市																
21	川越市		8	8	8				8								
22	熊谷市		1	1	1				1								
23	川口市																
24	所沢市	4		4	4				4								
25	春日部市																
26	草加市																
27	越谷市																
28	千葉市																
29	市川市		17	17			17		17								
30	船橋市																
31	松戸市																
32	柏市																
33	市原市																
34	八王子市																
35	町田市																
36	横浜市		53	53	10	43			53								
37	川崎市																
38	相模原市																
39	横須賀市		5	5	4	5	5		14								
40	平塚市																
41	藤沢市																
42	小田原市																
43	茅ヶ崎市																
44	厚木市																
45	大和市																
46	新潟市																
47	長岡市																
48	上越市																
49	富山市																
50	金沢市																
51	福井市																
52	甲府市																
53	長野市																
54	松本市																
55	岐阜市		3	3	3				3								

（注）１件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表７　改善命令、立入検査、行政指導件数等（９）

水質汚濁防止法

		水濁法第14条第１項及び第２項に対する行政指導															
		排出水								特定地下浸透水							
		指導件数			指導内容					指導件数			指導内容				
		文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	虚偽	合計	文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	虚偽	合計
56	静岡市	11	7	18	13		5		18								
57	浜松市		1	1	1				1								
58	沼津市																
59	富士市																
60	名古屋市																
61	豊橋市																
62	岡崎市																
63	一宮市		1	1			1		1								
64	春日井市		1	1	1				1								
65	豊田市																
66	四日市市																
67	大津市																
68	京都市																
69	大阪市																
70	堺市																
71	岸和田市																
72	豊中市																
73	吹田市																
74	高槻市																
75	枚方市																
76	茨木市		5	5			5		5								
77	八尾市																
78	寝屋川市																
79	東大阪市																
80	神戸市	3		3	3	3	3		9								
81	姫路市																
82	尼崎市																
83	明石市																
84	西宮市																
85	加古川市																
86	宝塚市																
87	奈良市		3	3	3				3								
88	和歌山市																
89	鳥取市																
90	松江市																
91	岡山市																
92	倉敷市																
93	広島市																
94	呉市																
95	福山市																
96	下関市	1		1	1				1								
97	徳島市																
98	高松市																
99	松山市																
100	高知市		2	2	2				2								
101	北九州市																
102	福岡市		1	1	1				1								
103	久留米市																
104	佐賀市																
105	長崎市		2	2	1		1		2								
106	佐世保市																
107	熊本市		1	1	1				1								
108	大分市																
109	宮崎市		1	1	1		1		2								
110	鹿児島市																
111	那覇市																
政令市計		23	132	155	81	60	48		189								

（注）１件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表８　計画変更命令、改善命令及び一時停止命令等の発動業種別内訳

○改善命令（第13条第１項）

違反業種・施設名	件数	違反のおそれがある物質・項目
09 食料品製造業	4	生物化学的酸素要求量、BOD、浮遊物質量、大腸菌群数
83 医療業	1	BOD、SS、大腸菌群数
24 金属製品製造業	1	トリクロロエチレン
95 その他のサービス業	2	水素イオン濃度、化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量、BOD
16 化学工業	1	BOD
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	1	SS

（注）

１．違反業種・施設名の欄における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。

２．表７において件数が０のものについては掲載していない。

表９　排水基準違反、事故時の措置件数等（１）

水質汚濁防止法

		排水基準違反（第31条第１項第１号）	改善命令等違反（第30条）	その他水質汚濁防止法違反	事故時の措置（第14条の２）							緊急時の措置（第18条）
					第１項		第２項		第３項		第４項	
					公共用水域	地下水	公共用水域	地下水	公共用水域	地下水	応急措置命令	
1	北海道	1			7			1	21	9		
2	青森県				2				7			
3	岩手県	1			2							
4	宮城県				9				3			
5	秋田県											
6	山形県							1	4			
7	福島県					1						
8	茨城県	1			6				3			
9	栃木県				2							
10	群馬県				4	1		1				
11	埼玉県				3				1			
12	千葉県	1			5	2			3			
13	東京都					1	1					
14	神奈川県				3							
15	新潟県				3	1				3		
16	富山県				5		1		2			
17	石川県				1				6	2		
18	福井県				1					1		
19	山梨県				7		1		5			
20	長野県				5	1	1			1		
21	岐阜県				9	1	1	1	9	1		
22	静岡県				3		1		3			
23	愛知県				23	1	2	1	8			
24	三重県						2		2			
25	滋賀県				6	1	3		5			0
26	京都府				2				1	1		
27	大阪府				2		1		1			
28	兵庫県				1				1			
29	奈良県								2			
30	和歌山県											
31	鳥取県				3				2			
32	島根県								3	1		
33	岡山県				3		1		1			
34	広島県	1			1				1		1	
35	山口県	1			4	1				1		
36	徳島県								1			
37	香川県				3				2			
38	愛媛県				1		1		7			
39	高知県											
40	福岡県	1			2				4			
41	佐賀県				2				1			
42	長崎県				1				2			
43	熊本県				5							
44	大分県	1			4				2			
45	宮崎県				1				6			
46	鹿児島県				7			1				
47	沖縄県				1		2		1			
都道府県計		8			149	11	18	6	120	20	1	
政令市計					99	14	12	1	47	24		
合計		8			248	25	30	7	167	44	1	

表９　排水基準違反、事故時の措置件数等（２）

水質汚濁防止法

		排水基準違反（第31条第１項第１号）	改善命令等違反（第30条）	その他水質汚濁防止法違反	事故時の措置（第14条の２）							緊急時の措置（第18条）
					第１項		第２項		第３項		第４項	
					公共用水域	地下水	公共用水域	地下水	公共用水域	地下水	応急措置命令	
1	札幌市				2				1	14		
2	函館市											
3	旭川市											
4	青森市											
5	八戸市				1							
6	盛岡市											
7	仙台市				2							
8	秋田市				1							
9	山形市											
10	福島市											
11	郡山市				1							
12	いわき市											
13	水戸市											
14	つくば市											
15	宇都宮市											
16	前橋市				1							
17	高崎市				1				1			
18	伊勢崎市											
19	太田市											
20	さいたま市											
21	川越市											
22	熊谷市				1							
23	川口市				1							
24	所沢市											
25	春日部市											
26	草加市											
27	越谷市								1			
28	千葉市				3	3						
29	市川市											
30	船橋市											
31	松戸市				1							
32	柏市											
33	市原市											
34	八王子市											
35	町田市											
36	横浜市				3				2			
37	川崎市				11	8				7		
38	相模原市											
39	横須賀市											
40	平塚市											
41	藤沢市											
42	小田原市											
43	茅ヶ崎市											
44	厚木市				1							
45	大和市											
46	新潟市									1		
47	長岡市				1				6			
48	上越市				2		1		2			
49	富山市											
50	金沢市											
51	福井市				4				4			
52	甲府市											
53	長野市											
54	松本市								1			
55	岐阜市				2		1		1			

表９　排水基準違反、事故時の措置件数等（３）

水質汚濁防止法

		排水基準違反（第31条第１項第１号）	改善命令等違反（第30条）	その他水質汚濁防止法違反	事故時の措置（第14条の２）							緊急時の措置（第18条）
					第１項		第２項		第３項		第４項	
					公共用水域	地下水	公共用水域	地下水	公共用水域	地下水	応急措置命令	
56	静岡市				4				4			
57	浜松市				1							
58	沼津市											
59	富士市				12		1					
60	名古屋市				1			1				
61	豊橋市				2							
62	岡崎市				2							
63	一宮市								3			
64	春日井市				4	1	1		1	1		
65	豊田市				1				1			
66	四日市市											
67	大津市											
68	京都市					1	1		1			
69	大阪市											
70	堺市											
71	岸和田市											
72	豊中市											
73	吹田市											
74	高槻市				2							
75	枚方市											
76	茨木市											
77	八尾市				1							
78	寝屋川市								1			
79	東大阪市											
80	神戸市				3		1			1		
81	姫路市				1		1					
82	尼崎市					1	1					
83	明石市						1					
84	西宮市											
85	加古川市						1		1			
86	宝塚市								1			
87	奈良市											
88	和歌山市											
89	鳥取市											
90	松江市								1			
91	岡山市				5		1		1			
92	倉敷市								8			
93	広島市											
94	呉市											
95	福山市								1			
96	下関市											
97	徳島市											
98	高松市				1				2			
99	松山市				8							
100	高知市				3							
101	北九州市				6				2			
102	福岡市											
103	久留米市											
104	佐賀市											
105	長崎市											
106	佐世保市											
107	熊本市											
108	大分市				2							
109	宮崎市											
110	鹿児島市				1							
111	那覇市						1					
政令市計					99	14	12	1	47	24		

表10　排水基準違反等の違反業種、違反物質・項目別内訳

○排水基準違反（第31条第1項）

業種別内訳

違反業種・施設名	件数
食料品製造業（9）	4
化学工業（16）	1
石油製品・石炭製品製造業（17）	1
鉄鋼業（22）	2

物質・項目別内訳

違反物質・項目	件数
水素イオン濃度（pH）	2
生物化学的酸素要求量（BOD）	4
浮遊物質量（SS）	5
カドミウム及び化合物	1
砒素及び化合物	1
燐含有量	1
フェノール類含有量	1
溶解性鉄含有量	1
亜鉛含有量	1
窒素含有量	1
シアン化合物	1

（注）

1．違反業種・施設名の欄における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。

2．１事例で複数の違反項目がある場合もあるので、違反業種別及び違反物質・項目別の合計件数は必ずしも一致しない。

3．表９において件数が０のものについては掲載していない。

表11　事故時の措置 応急措置命令の内訳

○応急措置命令（第14条の2 第4項）

業種別内訳

業種	件数
食料品製造業	1

（注）

1．表９において件数が０のものについては掲載していない。

表12　水質総量規制に係る指定地域内事業場数等（１）

水質汚濁防止法

		指定地域内事業場数	第8条の2 計画変更命令等		第13条 第3項 改善措置命令	第13条の４　指導等 ※（ ）内は口頭指導の内数			第14条 第3項 届出	第22条 第2項 報告徴収	総量規制 関連罰則	その他 特定事業場数
			第5条 関係	第7条 関係		日平均排水量 50m³未満	施行令別表第4の施設を設置する事業場	その他				
東京湾	埼玉県	446							10			3,836
	千葉県	158							6			1,873
	東京都	67							3			1,122
	神奈川県	1										144
	都府県計	672							19			6,975
	政令市計	616							46			5,906
	合　計	1,288							65			12,881
伊勢湾	岐阜県	703							16			5,492
	愛知県	997				39　(33)		2　(1)	24			6,205
	三重県	548							4			3,746
	都府県計	2,248				39　(33)		2　(1)	44			15,443
	政令市計	612							31			3,903
	合　計	2,860				39　(33)		2　(1)	75			19,346
瀬戸内海	京都府	117							9			1,387
	大阪府	252							5			1,370
	兵庫県	512							18			3,798
	奈良県	364							1			2,033
	和歌山県	144							2			1,137
	岡山県	319							21			2,606
	広島県	349										2,765
	山口県	309										2,404
	徳島県	232							11			3,081
	香川県	254							18			2,255
	愛媛県	316							11			2,792
	福岡県	74										395
	大分県	310							4			3,241
	都府県計	3,552							100			29,264
	政令市計	1,396							119			11,931
	合　計	4,948							219			41,195
都府県合計		6,472				39　(33)		2　(1)	163			51,682
政令市合計		2,624							196			21,740
合　計		9,096				39　(33)		2　(1)	359			73,422

（注）「その他特定事業場数」とは、指定地域内に存在する特定事業場で総量規制対象外のものの数である。

表12　水質総量規制に係る指定地域内事業場数等（２）

水質汚濁防止法

		指定地域内事業場数	第8条の2 計画変更命令等		第13条 第3項 改善措置命令	第13条の４　指導等 ※（ ）内は口頭指導の内数			第14条 第3項 届出	第22条 第2項 報告徴収	総量規制 関連罰則	その他 特定事業場数
			第5条 関係	第7条 関係		日平均排水量 50m3未満	施行令別表 第4の施設を 設置する事 業場	その他				
東京湾	さいたま市	59										722
	川越市	34										272
	熊谷市	55										260
	川口市	15										247
	所沢市	15							14			123
	春日部市	20										299
	草加市	10										166
	越谷市	21							1			302
	千葉市	28							5			653
	市川市	69							1			272
	船橋市	32										174
	松戸市	24							4			197
	柏市	4										7
	市原市	77							6			386
	八王子市	12										367
	町田市	8										156
	横浜市	68							6			851
	川崎市	56							9			437
	横須賀市	9										15
	政令市計	616							46			5,906
伊勢湾	岐阜市	61										549
	名古屋市	65							8			322
	豊橋市	86							2			545
	岡崎市	55							1			308
	一宮市	49							4			333
	春日井市	68							5			358
	豊田市	119							2			697
	四日市市	109							9			791
	政令市計	612							31			3,903
瀬戸内海	京都市	21										785
	大阪市	24										17
	堺市	71							3			290
	岸和田市	6							1			180
	豊中市	2										65
	吹田市	7										60
	高槻市	8										109
	枚方市	17										90
	茨木市	3										109
	八尾市	4										216
	寝屋川市	1							1			123
	東大阪市	7										120
	神戸市	71							46			743
	姫路市	82							7			260
	尼崎市	19							5			121
	明石市	18										140
	西宮市	10										153
	加古川市	26							1			203
	宝塚市	7										111
	奈良市	31										283
	和歌山市	129							2			667
	岡山市	133							4			913
	倉敷市	106							9			577
	広島市	55							6			870
	呉市	44							5			547
	福山市	59							2			672
	下関市	49							7			332
	徳島市	100							7			634
	高松市	56										996
	松山市	86							5			594
	北九州市	52							8			148
	大分市	92										803
	政令市計	1,396							119			11,931
政令市合計		2,624							196			21,740

（注）「その他特定事業場数」とは、指定地域内に存在する特定事業場で総量規制対象外のものの数である。

表13　計画変更命令等、改善措置命令等、総量規制関連違反の内訳

該当なし

表14　瀬戸内海法に基づく許可、措置命令及び届出等

瀬戸内海法

	第5条第1項の許可				第8条第1項の許可				第11条の措置命令			第7条第2項届出	第8条第4項届出	第9条　届出			第10条第3項届出	第12条の14届出
	申請	許可	不許可	審査中	申請	許可	不許可	審査中	第5条関係	第8条関係	計			氏名等変更	使用廃止	計		
京都府	4	4			6	6							1	10	3	13	1	
大阪府	6	5		1	15	13		2					2	22	12	34	1	
兵庫県	31	23		8	61	54		7					7	40	44	84	3	
奈良県	5	5			4	4								16	7	23		
和歌山県	3	3			2	2								6	1	7		
岡山県	15	14		1	13	13							1	20	19	39	4	
広島県	8	7		1	16	16							1	28	10	38	3	
山口県	20	17		3	45	38		7						35	19	54	1	
徳島県	10	7		3	17	15		2						11	12	23	2	
香川県	12	11		1	28	28							2	30	11	41	2	
愛媛県	18	15		3	28	26		2					3	31	10	41	4	2
福岡県	6	4		2	8	7		1						9	2	11		
大分県	15	15			10	10								7	10	17	10	
都道府県計	153	130		23	253	232		21					17	265	160	425	31	2
京都市															1	1		
大阪市	4	4			3	3								3	5	8		
堺市	1	1			9	7		2						11	1	12	1	
豊中市																		
吹田市														3		3		
高槻市	2	2			6	6									1	1		
枚方市	2	2												1	1	2		
八尾市																		
寝屋川市																		
東大阪市																		
神戸市	2	2			7	7								3	1	4		
姫路市	5	4		1	15	15								7	7	14		
尼崎市	8	8			13	12		1					2	2	7	9		
明石市	1	1			2	2								3	3	6		
西宮市					1	1									1	1		
奈良市					1	1								6		6		
和歌山市	5	5			7	7								6	2	8		
岡山市	9	5		4	5	4		1					4	19	8	27	1	
倉敷市	10	10			30	30							2	17	5	22	2	
広島市	1	1			8	8							1	3	4	7		
呉市					1	1								5		5	1	
福山市	1			1	2	2								2	2	4		
下関市	4	4			8	8								7	5	12		
徳島市	6	6			9	9								6	5	11	2	
高松市					2	2								7	1	8		
松山市	6	6			8	8							1	14	7	21	2	
北九州市	10	10			20	20								17	9	26	2	
大分市	8	8			16	16							1	14	2	16	4	
政令市計	85	79		6	173	169		4					11	156	78	234	15	
合計	238	209		29	426	401		25					28	421	238	659	46	2

表15　瀬戸内海法に基づく不許可、措置命令等の内訳

該当なし

表16　湖沼特定施設等の届出件数等

水濁法・湖沼法

				施設区分(*1)	釜房ダム貯水池	八郎湖		霞ヶ浦				印旛沼			手賀沼			諏訪湖	野尻湖	琵琶湖				中海			宍道湖		児島湖			総数
					宮城県	秋田県	秋田市	栃木県	茨城県	千葉県	つくば市	千葉県	千葉市	船橋市	千葉県	松戸市	柏市	長野県	長野県	滋賀県	大津市	京都府	京都市	鳥取県	島根県	松江市	島根県	松江市	岡山県	岡山市	倉敷市	
湖沼特定施設(みなし指定地域特定施設を含む。)	水質汚濁防止法	第5条届出		(1)		1			19		54	2					16			141	11			4	5		30		1	21	1	306
				(2)																2	1										3
				(3)																											
		第7条届出		(1)		1			12		23	8					6	1		145	11			1	1		3		2	18	2	234
				(2)					2			2					2			2											8
				(3)																											
		第8条計画変更命令等	(第5条関係)	(1)																											
				(2)																											
				(3)																											
			(第7条関係)	(1)																											
				(2)																											
				(3)																											
			計	(1)																											
				(2)																											
				(3)																											
		第6条届出		(1)																											
				(2)																											
				(3)																											
		第10条届出	氏名等変更	(1)		4			40		18	23	1		2		16			146	8			2	6		4		4	45	15	334
				(2)					8			5					1			7	2						1			2	1	27
				(3)																											
			使用廃止	(1)		5			18		64	2					7	1		95	8			2	3		12			26	5	248
				(2)		1			1						1					1							1			1	2	8
				(3)	5																											5
		第11条届出		(1)		1			10			1					2	1		13					1					5		34
				(2)					2											3				1								6
				(3)																											
	湖沼法	第8条(計画変更命令等)																														
		第10条(改善命令等)																														
指定施設(第20条については、準用指定施設を含む。)	湖沼法	第15条届出							1																							1
		第16条届出																														
		第17条第1項届出																														
		第17条第2項届出	氏名等変更																													
			使用廃止						1																							1
		第18条届出																														
		第20条(改善命令等)	第1項																													
			第2項																													
立入検査数		昼間立入件数			3	25			11		5	18					43	28						12	12	2	4	2		39		204
		夜間立入件数																														
行政指導	湖沼特定事業場・指定施設にかかる指導(*2)	件数	文書			8			21		1	3					9	6		28				3		1	3		2	2		87
			口頭			5			13			13								7					2		3		1			44
		内容	処理施設の改善			9			7		1	3					9	2		3				3						2		39
			排水の一時停止																													
			その他			4			33			19						4		32					2	1	8		3			106
	湖沼法第24条による指導	文書																														
		口頭																														

(注) *1：施設区分（(1)：湖沼特定施設（(2)，(3)を除く）、(2)：みなし指定地域特定施設、(3)：準用指定施設）
*2：１件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

参考　令和元年度からの施行状況の概要（水質汚濁防止法）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
1　特定事業場数及び有害物質貯蔵指定事業場数						
（1）全特定事業場数及び有害物質貯蔵指定事業場数	261,251	258,250	256,665	255,283	254,687	252,147
ア　全特定事業場数	260,815	257,806	256,209	254,814	254,202	251,650
①　50㎥/日以上	30,749	30,551	30,018	29,910	29,741	28,748
うち有害物質使用特定事業場	3,717(2)	3,642(2)	3,472(2)	3,494(2)	3,406(2)	3,383(4)
②　50㎥/日未満	226,259	223,444	222,316	221,153	220,889	219,362
うち有害物質使用特定事業場	10,570(4)	10,503(3)	10,193(3)	10,257(3)	10,074(8)	10,067(16)
③第5条第3項	3,807	3,811	3,875	3,751	3,572	3,540
イ 有害物質貯蔵指定事業場数	3,901	3,873	3,962	3,917	3,912	3,974
うち有害物質貯蔵指定施設のみ	436	444	456	469	485	497
（2）特定事業場の上位3業種	1. 旅館業(65,996) 2. 自動式車両洗浄施設(32,176) 3. 畜産農業(25,712)	1. 旅館業(64,996) 2. 自動式車両洗浄施設(32,269) 3. 畜産農業(25,166)	1. 旅館業(64,643) 2. 自動式車両洗浄施設(32,479) 3. 畜産農業(24,745)	1. 旅館業(64,751) 2. 自動式車両洗浄施設(32,641) 3. 畜産農業(24,544)	1. 旅館業(65,458) 2. 自動式車両洗浄施設(32,750) 3. 畜産農業(24,217)	1. 旅館業(62,821) 2. 自動式車両洗浄施設(32,635) 3. 畜産農業(23,539)
2　計画変更命令（法第8条等）	0件	0件	0件	0件	0件	0件
3　改善命令等（法第13条等）						
①改善命令	18件	4件	14件	10件	5件	10件
②一時停止命令	0件	1件	0件	0件	0件	0件
4　地下水の浄化措置命令（法第14条の３）	0件	0件	0件	0件	0件	0件
5　立入検査（法第22条）	34,696件	28,405件	26,532件	27,237件	27,259件	27,753件
（昼間立入）	(34,177件)	(27,967件)	(26,096件)	(26,709件)	(26,830件)	(27,553件)
（夜間立入）	(519件)	(438件)	(436件)	(528件)	(429件)	(200件)
6　行政指導	8,456件	6,683件	5,968件	5,743件	6,031件	6,566件
7　緊急時の措置（法第18条）	0件	0件	0件	0件	0件	0件
8　措置の要請（法第23条）	0件	0件	0件	0件	0件	0件
9　法令の違反						
①排水基準違反（法第31条）	1事業場	3事業場	2事業場	1事業場	7事業場	8事業場
②改善命令等違反（法第30条）	0事業場	0事業場	0事業場	0事業場	0事業場	0事業場
③その他法違反（水質総量規制関連を含む）	0事業場	0事業場	0事業場	0事業場	0事業場	0事業場

（注）1.「１特定事業場数(1)全特定事業場数」において、括弧内の数字は、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数で内数である。
2. 有害物質貯蔵指定事業場は、平成24年施行の水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成23年法律第71号）により、届出の義務が課された。